証券コード 7518

ネットワンシステムズ株式会社

つなぐ 🗸 むすぶ 🗸 かわる



会場が例年と異なっておりますので、裏面のご案内をご参 照のうえお間違いのないようご注意ください。

ご出席の株主様への粗品のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

第34回

定時株主総会 招集ご通知

開催概要

日時:2021年6月23日(水)午前10時(受付開始午前9時)

場所:東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

東京會舘 3階「ローズ」

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

第5号議案 取締役賞与支給の件

第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

招集通知閲覧も 議決権行使も スマホで簡単







QRコードによる議決権行使

議決権行使書を ご用意ください



招集ご通知	
第34回定時株主総会招集ご通知 ――――	05
議決権行使についてのご案内 ――――	
株主総会参考書類(議案)————	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項 ―――	26
2. 会社の株式に関する事項	46
3. 会社の新株予約権等に関する事項 ――	47
4. 会社役員に関する事項	49
5. 会計監査人に関する事項	
6. コーポレート・ガバナンスの状況 ――	59
計算書類等	
連結貸借対照表 ——————	67
連結損益計算書 ——————	68
WEB 連結株主資本等変動計算書	
WEB 連結計算書類の連結注記表	
貸借対照表 —————————	69
損益計算書 ———————	70
WEB 株主資本等変動計算書	
WEB 計算書類の個別注記表	
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査報告 ――――	71
計算書類に係る会計監査報告	73
監査役会の監査報告	 75

当社ウェブサイトに掲載する事項

WEB このマークの事項は、法令及び当社定款第16条の定めに従い、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

当社ウェブサイト https://www.netone.co.jp/

スマートフォンで議決権行使をする

- ●従来の用紙記入・郵送が不要
- パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ●面倒なID・パスワードの入力が不要

詳細は8ページをご覧ください。



スマートフォンで招集通知を見る

当社では、招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ウェブサイトにアクセスできる「スマート招集」を導入しております。

以下の「QRコード」又はURL (http://p.sokai.jp/7518/) よりアクセスいただきご参照ください。





※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。ここに、当社第34回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

はじめに、度重なる不正事案により株主・投資家の皆様及びお取引先をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申しあげます。

当社は、信頼を早期に回復するため、経営体制の刷新を図り、2021年4月より竹下隆史が代表取締役社長に就任いたしました。新体制のもと、再発防止を実行することで内部統制を強化し、コーポレート・ガバナンスや企業文化の改革に全社一丸となって取り組むことにより、継続的な成長を実現してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症が流行するなかで、お客様や社員、関係者の皆様の安全を第一に事態の収束を願いつつ、デジタル化の推進やセキュリティの強化といった課題解決を支援し、社会変革へ貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、新しいステージを迎え、コロナ禍において「つなぐ・むすぶ・かわる」を実現する技術のプロ集団として変革に挑戦し続ける当社グループを引き続きご理解・ご支援くださいますよう、お願い申しあげます。

不正事案及び過年度業績の修正について

当社は、2019年11月に東京国税局による指摘を端緒に、同年12月13日から2020年3月11日まで特別調査委員会による調査を実施し、同月12日に特別調査委員会の「納品実体のない取引に関する調査最終報告書」を開示しました。

その後、外部機関からの指摘があり、当社元従業員による資金流用の疑義を認識したため、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士で構成される外部調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、2020年12月16日及び2021年3月18日に外部調査委員会の調査報告書を開示いたしました。かかる調査により、①当社の元従業員が、仕入先との間の架空取引又は水増し取引を利用して、当社の資金を不正に流用したこと、②当社の従業員及び元従業員が、リース会社又は仕入先に「リスク費」を保留し、原価付替を行っていたこと、③当社の元従業員が、複合取引において原価付替を行っていたこと、④内部監査室の実施する財務報告に係る内部統制の評価業務において不適切なサンプリングが行われていたことが判明いたしました。

また、2021年3月期第2四半期決算準備の過程において、外部機関の指摘により、上記納品実体のない取引に関して行った会計処理の一部に誤りが存在した可能性を認識したことから、当社は、社内調査チームによる事実確認を実施し、2020年12月16日に社内調査チームによる調査結果を開示いたしました。かかる調査により、⑤当社が2020年3月に行った過年度決算訂正において、第31期から第33期の3期間にわたって計上した、納品実体のない取引に関連する立替金約51億円に係る特別損失は、一連の架空循環取引の開始時点である第29期から第33期の期間にわたって負担すべき性質を有するものであったこと、⑥上記納品実体のない取引に関し、当社から複数業者へ流出した資金の一部が当社が売上として計上した取引にかかる役務や物品の提供に充てられていたこと、⑦2020年3月の過年度決算訂正時において納品実体がないと認定した仕入取引の一部について、実在性があったこと等が判明いたしました。

当社は、これらの調査結果に基づき、以下の項目について適切な会計処理を行う必要があるとの認識に至ったため、過年度の当社連結財務諸表及び財務諸表を訂正しました。2021年3月期第1四半期までの親会社株主に帰属する当期純利益(純資産)への累計影響額は△13億29百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益(純資産)への累計影響額

(単位:百万円)

項目	第28期 (2015年3月期)	第29期 (2016年3月期)	第30期 (2017年3月期)	第31期 ^(2018年3月期)	第32期 (2019年3月期)	第33期 (2020年3月期)	第34期 (2021年3月期) 第1四半期	合計
上記①	-	-	-	-	△1	△14	-	△16
上記②及び③	-	-	-	-	-	-	-	-
上記⑤	-	△836	△2,355	328	3,182	△318	-	-
上記⑥	△362	△303	△103	△178	△279	38	-	△1,188
上記⑦	-	-	△49	-	17	△17	-	△49
その他	-	-	-	-	△86	4	6	△75
合計	△362	△1,140	△2,508	150	2,831	△307	6	△1,329

原因分析及び再発防止策

当社は、2021年3月18日付「『外部調査委員会調査報告書〜ガバナンス・企業文化の観点から〜』の受領及び開示版の公表に関するお知らせ」のとおり、外部調査委員会から不正事案の原因に関する調査結果及び再発防止策の提言を受けました。

外部調査委員会による原因分析(概要)

- 1. 内部統制・内部通報・企業文化の問題
- 2. 三様監査(監査役監査、会計監査人監査、内部監査)の問題
- 3. 過去調査を踏まえた再発防止策の不徹底の問題
- 4. ガバナンスの問題

再発防止策 (概要)

当社は、外部調査委員会の調査結果・提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策を定め、取組を進めてまいります(再発防止策の詳細及び進捗状況については、34ページから37ページをご覧ください)。

1	ガバナンスの改革と推進
2	リスク管理体制の強化
3	業務執行(第1ライン・第1.5ライン、第2ライン)に係る体制及び社内体制の強化
4	監査体制の抜本的な見直し
5	従業員の声を集める仕組み
6	組織文化の改革・形成
7	会計リテラシー教育及び過去不祥事からの学び・啓蒙
8	モニタリング体制の継続

株主各位

証券コード 7518 2021年6月8日

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

ネットワンシステムズ株式会社

代表取締役社長 竹下 隆史

第34回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため政府から外出自粛が強く要請される事態に至っております。本総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、可能な限り書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日はご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

「議決権行使についてのご案内」(7ページから9ページ)をご確認のうえ、後記の株主総会参考書類(10ページから25ページ)をご検討いただき、2021年6月22日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

日時

2021年6月23日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時)

場所

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

東京會舘 3階「ローズ」

会場が例年と異なります。裏面のご案内をご参照のうえお間違いのないようご注意ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。また、本総会のライブ配信を行います。視聴方法は6ページをご確認ください。

目的事項

報告事項

- 1. 第34期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告、連結計算 書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第34期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

第5号議案 取締役賞与支給の件

第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な

内容決定の件

以上

第34回定時株主総会ライブ配信のご案内

ご自宅等から本総会をご視聴いただけるようライブ配信を実施いたします。

開催日時

2021年6月23日 (水曜日) 午前10時 (午前9時半よりライブ配信にご参加いただけます。)



ライブ配信視聴 URL

https://netone.sokai.jp/



ID・パスワードはお手元の招集通知をご確認ください。

- ※ ご使用機器や通信環境によってご視聴いただけない場合がございます。また、ご視聴いただくための通信料につきましては株主様にてご負担いただきますようお願い申しあげます。
- ※ その他詳細は当社ウェブサイトでもご確認いただけます。

https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting/

事前質問の受け付けについて -

返送書面の余白や、インターネット等での議決権行使後のアンケートに、ご意見・ご質問を記載いただけます。 株主の皆様のご関心が高い事項については本総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載いたします。

事業説明会

株主総会終了後に同会場で開催しておりました「事業説明会」は、

中止のご案内

本年も中止とさせていただきます。

本招集ご通知の添付書類に関するご案内

 ● 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」 及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集 ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類 ((ご参考)を除く)には、本招集ご通知の添付書類に記載されたもののほか、当社ウェブサイトに掲載された「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」も含まれております。

- 当社ウェブサイトに掲載された「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」の紙面での提供をご希望される株主様には、別途郵送させていただきますので、当社IR室(電話:03-6256-0615)宛にお申し出ください。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合、及び補足説明等を行う場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

https://www.netone.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類(10ページから25 ページ)をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の4つの方法がございます。



QRコードを読み取る方法「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォン又は タブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2021年6月22日(火曜日) 午後5時30分 受付分 詳細は8ページをご覧ください



議決権行使コードを入力する方法

当社が指定する下記の議決権行使ウェブサイトにおいて議決権の行使が可能です。 議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

議決権行使期限 2021年6月22日(火曜日) 午後5時30分 受付分 詳細は8ページをご覧ください



書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご 投函ください。

議決権行使期限 2021年6月22日(火曜日) 午後5時30分 到着分



株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 (ご捺印は不要です。) なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本総会へのご来場はお 控えいただきますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時 2021年6月23日(水曜日) 午前10時

インターネット等による議決権行使

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく 議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記 載のQRコードを読み取って ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って 替否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は一回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙の右下に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙の右下に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトに関する お問い合わせ 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面 (郵送) 及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権としてお取り扱いいたします。 また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

書面の郵送による議決権行使



行使期限

2021年**6**月**22**日(火曜日) 午後**5**時**30**分 到着分まで

賛否のご表示がない場合は、「賛」として取り扱うこととさせていただきます。

こちらを 返送して ください



議案の賛否をご記入ください

賛成の場合 「賛」の欄に○印

反対の場合「否」の欄に○印

※ 議案について、一部の候補者に異なる 意思を表示される場合は、当該候補者 の番号をご記入ください。

株主総会へのご出席による議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面(委任状)を同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

- 粗品のご提供は取りやめさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申しあげます。
- 新型コロナウイルス感染症への対応

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、当日は、当社役職員及び係員に対しマスクの着用や感染拡大予防の措置を講じる場合がございます。予めご了承のほどお願い申しあげます。

また、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、ご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上による株主利益の増大を目指すとともに、経営基盤の拡充と成長力の源泉である株主 資本の充実を図り、長期にわたり安定的かつ業績を適正に反映した利益還元を行っていくことを基本方針として おります。

1. 期末配当に関する事項

上記基本方針のもと、配当性向につきましては、連結配当性向30%以上を目標といたしております。第34期の期末配当につきましては、通期の業績を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭	
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 配当総額	金40円 3,389,713,880円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月24日	

なお、中間配当金を含めました第34期の年間配当金は1株につき金64円(連結配当性向は44.0%)となります。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	1,340,000,000円
増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金	1,340,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

2021年3月31日をもって取締役3名が辞任により退任いたしました。また、他の取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しに伴い取締役を3名減員し、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、社外取締役候補者につきましては、全員が当社の定める「独立性基準」(21ページ)を満たしております。

また、本議案に関しましては、諮問委員会の審議を経ております。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	号 氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	竹下 隆史	代表取締役社長 社長執行役員	再任	15/15 (100%)
2	田中 拓也	取締役 執行役員 経営企画本部、管理本部、東日本第1事 業本部、東日本第2事業本部、中部事業 本部、西日本事業本部各担当	再任	15/15 (100%)
3	しのうら ふみひこ 篠浦 文彦	取締役 執行役員 ビジネス開発本部長、カスタマーサービス 本部担当	再任	15/15 (100%)
4	辻 晃治	執行役員 東日本第1事業本部長	新任	
5	早野 龍五	社外取締役	再任 社外 独立	15/15 (100%)
6	くさか しげき 日下 茂樹	社外取締役	再任 社外 独立	13/13 (100%)
7	かとう ま や 伊藤 真弥	_	新任 社外 独立 女性	

2021年6月23日定時株主総会後の当社取締役・監査役(予定)のスキル・マトリックス

氏名	役職	在任年数	企業経営/ 経営戦略	テクノロジー	人材開発/ · ダイバーシ ティ	財務/ 会計	法務/ リスク管理
竹下 隆史	代表取締役	約3か月 (取締役:3年)	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
田中 拓也	取締役	3年	\bigcirc		\bigcirc		
篠浦 文彦	取締役	2年	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		
辻 晃治	取締役 (新任)	-					
早野 龍五	社外取締役	3年		\bigcirc	\bigcirc		
日下 茂樹	社外取締役	1年					
伊藤 真弥	社外取締役 (新任)	-			\bigcirc		
野口 和弘	常勤社外監査役 (新任)	-				\bigcirc	
堀井 敬一	社外監査役	5年					
須田 秀樹	社外監査役	5年	\bigcirc				
飯塚 幸子	社外監査役	1年	\bigcirc		\bigcirc		

在任年数は、本総会終結時点のものになります。

ご参考

竹下 隆史

1965年3月28日生





現在の当社における地位

代表取締役社長 社長執行役員

所有する当社の株式の数

46,209株 取締役会への出席状況

15/15_(100%)

-- 略歴(地位、担当及び重要な兼職の状況)

1988年 4月 アンガマン・バス株式会社入社 1989年 5月 当社入社 2006年 4月 ネットワークサービスアンドテクノロ ジーズ株式会社(現 ネットワンシステ ムズ株式会社)テクニカルサービス本部 執行本部長(出向) 2009年 6月 同社取締役 2011年 7月 当社執行役員 2018年 6月 当社取締役 執行役員 2021年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現 任)

- 取締役候補者とした理由

竹下隆史氏は、技術部門での長年にわたる実務を通して、豊富な経験と実績を有しており、 管理部門等の担当取締役に就任後は、グループ全体の業務管理体制の強化等に尽力してまい りました。また、代表取締役社長に就任以降も、新たな経営体制の下、グループ全体の健全 なガバナンス体制の構築と企業文化の改革等に尽力しております。当社の企業価値のさら なる向上及び社会的信用の回復のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要 であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

田中拓也

1969年4月7日生





現在の当社における地位

取締役 執行役員

所有する当社の株式の数 1.950_株

取締役会への出席状況 15/15_(100%)

─ 略歴(地位、担当及び重要な兼職の状況)

1992年 4月 日本ユニシス株式会社入社 1996年 8月 日本シスコシステムズ株式会社(現 シ スコシステムズ合同会社)入社

2000年 8月 同社西日本営業本部長

2009年 4月 当社入社

ネットワンパートナーズ株式会社西日 本営業本部長

2013年 4月 同社執行役員

2014年 4月 同社取締役 執行役員 2017年 4月 当社執行役員

ネットワンパートナーズ株式会社取締役 常務執行役員

2018年 4月 同社代表取締役社長 社長執行役員(現任)

2018年 6月 当社取締役 執行役員 2021年 4月 当社取締役 執行役員

経営企画本部、管理本部、東日本第1事 業本部、東日本第2事業本部、中部事業 本部、两日本事業本部各担当(現任)

(重要な兼職の状況)

ネットワンパートナーズ株式会社代表取締役社長 社長執行役員

💳 取締役候補者とした理由

田中拓也氏は、営業部門での長年にわたる実務を通して、豊富な経験と実績を有しており、当社子会社を牽引し、その発展に尽力してまいりました。また、2021年4月からは当社の経営企画本部及び管理本部並びに営業部門の管掌取締役として、グループ全体の経営基盤及び業務管理体制の強化並びに営業部門の発展に尽力しております。当社の企業価値のさらなる向上及び当社の社会的信用の回復のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると判断し、取締役候補者といたしました。

篠浦 文彦

再任



現在の当社における地位 取締役 執行役員

所有する当社の株式の数 448_株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

■ 略歴(地位、担当及び重要な兼職の状況)

1984年 4月 鐘紡株式会社入社 1989年 4月 同社情報システム事業部市場開発グル ープ트

1992年 4月 マッジ・ジャパン株式会社ビジネス開発 室長

1997年 1月 日本シスコシステムズ株式会社 (現 シスコシステムズ合同会社) 製品企画部長

2004年 8月 同社執行役員

2008年11月 当社顧問

2009年 1月 ネットワンパートナーズ株式会社執行

役員

2011年 4月 当社執行役員

2018年 4月 当社常務執行役員

2019年 6月 当社取締役 執行役員

2021年 4月 当社取締役 執行役員

ビジネス開発本部長、カスタマーサービ ス本部担当 (現任)

- 取締役候補者とした理由

篠浦文彦氏は、商品企画部門での長年にわたる実務を通して、豊富な経験と実績を有しており、当社の執行役員就任後は、商品・サービスの拡充に尽力してまいりました。当社の企業価値のさらなる向上及び当社の社会的信用の回復のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたることが必要であると判断し、取締役候補者といたしました。





1968年2月21日生





現在の当社における地位

執行役員

所有する当社の株式の数 360株

取締役会への出席状況

略歴(地位、担当及び重要な兼職の状況)

1990年 4月 大日本スクリーン製造株式会社 (現 株式会社SCREENホールディングス)入社

2001年 4月 当社入社

2005年10月 当社第4事業本部関西第1事業部長 2019年 4月 当社東日本第2事業本部副本部長

2020年 4月 当社執行役員 2021年 4月 当社執行役員 東日本第1事業本部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

ネットワンパートナーズ株式会社取締役

- 取締役候補者とした理由

辻晃治氏は、営業部門で培ってきた豊富な経験を活かし、長年にわたって営業部門を牽引し、その発展に尽力してまいりました。当社の企業価値のさらなる向上及び社会的信用の回復のためには、同氏が取締役の任にあたることが必要であると判断し、取締役候補者といたしました。

早野 龍五

1952年1月3日生









現在の当社における地位

社外取締役

所有する当社の株式の数 298株

取締役会への出席状況

15/15(100%)

略歴(地位、担当及び重要な兼職の状況)

1979年 4月 東京大学理学部助手

1982年11月 文部省高エネルギー物理学研究所(現 大学共同利用機関法人高エネルギー加 速器研究機構)助教授

1985年 4月 東京大学理学部客員助教授

1986年 4月 同大学理学部物理助教授

1997年 1月 同大学大学院理学系研究科教授

2015年 6月 公益財団法人放射線影響研究所評議員 (現任)

2016年 8月 公益社団法人才能教育研究会 (スズキ・メソード) 代表理事 (現任)

2017年 4月 株式会社ほぼ日サイエンスフェロー 2017年 5月 今同会社見野勢五事務所代表社員

2017年 5月 合同会社早野龍五事務所代表社員(現任)

2017年 5月 一般財団法人重田教育財団(現 公益財団法人重田教育財団)理事(現任)

2017年 6月 東京大学名誉教授 (現任)

2018年 4月 一般社団法人国際物理オリンピック 2022協会(現一般社団法人国際物理オ リンピック2023協会) 理事(現任)

2018年 6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

公益財団法人放射線影響研究所評議員

公益社団法人才能教育研究会(スズキ・メソード)代 表理事

合同会社早野龍五事務所代表社員 公益財団法人重田教育財団理事

東京大学名誉教授

一般社団法人国際物理オリンピック2023協会理事

💳 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 早野龍五氏は、物理学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験及び各種団体における実務により培われた見識を有しております。業務執行者から独立した客観的な立場で、豊富な知見・経験等に基づく新しい観点から当社の経営の監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 当社は早野龍五氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。早野龍五氏の選任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- (3) 早野龍五氏は、現在、東京大学名誉教授であり、当社は同大学との間に取引がありますが、当期における当社の同大学に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.1%に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
- (4) 早野龍五氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

(5) 57ページに記載のとおり、早野龍五氏が社外取締役在任中に、①当社の元従業員が、 仕入先との間の架空取引又は水増し取引を利用して、当社の資金を不正に流用したこ と、②当社の従業員及び元従業員が、リース会社又は仕入先に「リスク費」を保留し、 原価付替を行っていたこと、③当社の元従業員が、複合取引において原価付替を行って いたこと、④内部監査室の実施する財務報告に係る内部統制の評価業務において不適切 なサンプリングが行われていたこと、⑤当社が2020年3月に行った過年度決算訂正に おいて、第31期から第33期の3期間にわたって計上した、納品実体のない取引に関連 する立替金約51億円に係る特別損失は、 ·連の架空循環取引の開始時点である第29期 から第33期の期間にわたって負担すべき性質を有するものであったこと、⑥納品実体 のない取引に関し、当社から複数業者へ流出した資金の一部が当社が売上として計上し た取引にかかる役務や物品の提供に充てられていたこと、②2020年3月の過年度決算 訂正時において納品実体がないと認定した仕入取引の一部について、実在性があったこ と等が判明いたしました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、 日頃から取締役会等において、コンプライアンス、内部統制の強化の視点から発言を行 っており、当該事実の判明後においても、原因究明のための徹底した調査を指示すると ともに、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べる など、その職責を果たしております。

日下 茂樹

1952年11月26日生









現在の当社における地位

社外取締役

所有する当社の株式の数 459株

取締役会への出席状況 13/13_(100%)

■ 略歴(地位、担当及び重要な兼職の状況)

1977年 4月 三菱商事株式会社入社 2007年 4月 同社執行役員 2009年 4月 株式会社アイ・ティ・フロンティア(現 日本タタ・コンサルタンシー・サービシ ズ株式会社)代表取締役 執行役員社 長・COO 2011年 4月 株式会社インテック常務取締役 2015年 5月 同社代表取締役社長 2015年 6月 TIS株式会社取締役 2018年 4月 株式会社インテック常任顧問 2020年 6月 当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 日下茂樹氏は、情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における代表取締役又は 取締役としての経験を有しております。業務執行者から独立した客観的な立場で、主に 企業経営の経験者としての観点から当社の経営の監督を行っていただくことを期待 し、社外取締役候補者といたしました。
- (2) 当社は日下茂樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。日下茂樹氏の選任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- (3) 日下茂樹氏は、日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社の出身者 (2011年3月まで在籍)であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.1%、2020年3月期における当社の同社からの仕入高は同社の2020年3月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

また、同氏は、株式会社インテックの出身者(2019年3月まで在籍)であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の0.1%未満、2020年3月期における当社の同社からの仕入高は同社の2020年3月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

さらに、同氏は、TIS株式会社の出身者(2018年6月まで在籍)であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.2%、当期における当社の同社からの仕入高は同社の2021年3月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

(4) 日下茂樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(5) 57ページに記載のとおり、日下茂樹氏が社外取締役在任中に、①当社の元従業員が、 仕入先との間の架空取引又は水増し取引を利用して、当社の資金を不正に流用したこ と、②当社の従業員及び元従業員が、リース会社又は仕入先に「リスク費」を保留し、 原価付替を行っていたこと、③当社の元従業員が、複合取引において原価付替を行って いたこと、④内部監査室の実施する財務報告に係る内部統制の評価業務において不適切 なサンプリングが行われていたこと、⑤当社が2020年3月に行った過年度決算訂正に おいて、第31期から第33期の3期間にわたって計上した、納品実体のない取引に関連 する立替金約51億円に係る特別損失は、 ·連の架空循環取引の開始時点である第29期 から第33期の期間にわたって負担すべき性質を有するものであったこと、⑥納品実体 のない取引に関し、当社から複数業者へ流出した資金の一部が当社が売上として計上し た取引にかかる役務や物品の提供に充てられていたこと、⑦2020年3月の過年度決算 訂正時において納品実体がないと認定した仕入取引の一部について、実在性があったこ と等が判明いたしました。同氏は、当該事実の発生時には取締役に就任しておりません でしたが、当該事実の判明後は、原因究明のための徹底した調査を指示するとともに、 再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べるなど、そ の職責を果たしております。

伊藤 真弥

1976年12月28日生











現在の当社における地位

■ 略歴(地位、担当及び重要な兼職の状況)

2002年10月 弁護士登録

あさひ・狛法律事務所(現 西村あさひ 法律事務所入所)

2007年 7月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)出向

2010年 4月 駿河台大学法科大学院非常勤講師

2012年 8月 独立行政法人中小企業基盤整備機構中 小企業大学校講師

2016年 1月 西村あさひ法律事務所パートナー (現任)

2019年 6月 株式会社オプティマスグループ社外取 締役(監査等委員) (現任)

2021年 4月 ヒューマンライフコード株式会社社外 監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)

西村あさひ法律事務所パートナー 株式会社オプティマスグループ社外取締役 (監査等委員)

ヒューマンライフコード株式会社社外監査役

所有する当社の株式の数 ① 株

取締役会への出席状況

■ 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 伊藤真弥氏は、弁護士としての豊富な知見・経験及び他社における取締役又は監査役と しての経験を有しております。業務執行者から独立した客観的な立場で、主に法律・コ ンプライアンスの専門家として当社の経営の監督を行っていただくことを期待し、社外 取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありません が、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断 しております。
- (2) 伊藤真弥氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、早野龍五氏、日下茂樹氏の2氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、伊藤真弥氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしております。取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 4. 日下茂樹氏は、2020年6月11日開催の第33回定時株主総会で取締役に新たに選任され就任しましたので、就任後に開催された取締役会(13回)への出席回数及び出席率を記載しております。

監査役1名選任の件 第3号議案

2021年3月31日をもって監査役1名が辞任により退任いたしました。つきましては、監査役1名の選任をお 願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者は社外監査役候補者であり、当社の定める「独立性基準」(21ページ)を満たしておりま す。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

和弘

1957年6月6日生









1985年 9月 監査法人中央会計事務所入所 1989年 3月 公認会計士登録

略歴(地位及び重要な兼職の状況)

2000年 7月 中央青山監査法人 パートナー

2007年 8月 新日本監査法人 (現 EY 新日本有限責任 監査法人) シニアパートナー

2019年 7月 野口和弘公認会計士事務所設立 (現任) 2020年 6月 株式会社ニチリョク社外監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

野口和弘公認会計士事務所 株式会社ニチリョク社外監査役

現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

0 株

取締役会への出席状況

監査役会への出席状況

━ 社外監査役候補者に関する事項

(1) 社外監査役候補者とした理由

野口和弘氏が公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験を当 社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外 監査役候補者といたしました。なお、同氏は、直接経営に関与された経験はありませ んが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断 しております。

- (2) 野口和弘氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として 届け出る予定であります。
- (3) 野口和弘氏は、EY 新日本有限責任監査法人の出身者(2019年6月まで在籍)であ り、当社は同法人との間に取引がありますが、2020年3月期の第2四半期から2021 年3月期の第1四半期における当社の同法人からの仕入高は同法人の2020年6月期 の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断 しております。
- (注) 1. 野口和弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 野口和弘氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨 の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を受けた場 合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしております。野口和弘氏は、 当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

独立性基準

当社は、以下の通り社外取締役及び社外監査役の独立性基準を定め、社外取締役及び社外監査役のうち、以下のいずれにも該当しない者を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外役員と判断します。

- 1 現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者※1であり又はあった者
- **2** 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社の仕入額が、その者の当該事業年度における売上高の 2%を超える取引先又はその業務執行者
- 3 当社の取引先で、直近事業年度における当社の売上高が、当社の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- 4 当社の総議決権の10%以上を保有する大株主又はその業務執行者
- 5 公認会計士、弁護士、コンサルタント等で、当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の 財産を得ている者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が 年間収入の2%を超える団体に所属する者)
- **6** 当社から直近事業年度において年間1,000万円を超える寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
- 7 過去3年間において、上記2から6までのいずれかに該当していた者
- 8 下記のいずれかに該当する者の配偶者又は2親等以内の親族
 - (1) 現在又は過去3年間において、当社及び当社子会社の重要な業務執行者※2であった者
 - (2) 上記2から4に該当する者 ただし、「業務執行者」とは重要な業務執行者をいう。
 - (3) 上記5又は6に該当する者 ただし、「団体に所属する者」とは、当該団体の重要な業務執行者(又は重要な業務執行者と同等の重 要性を有していると判断される者)又は当該団体が、監査法人又は法律事務所等の専門家である場合、 公認会計士、弁護士等の専門的な資格を保有する者をいう。

^{※1} 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

^{※2} 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び部門長等の重要な業務執行を行う者をいう。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、規模及び品質管理体制、監査報酬の水準及び新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

			(2021年37131日が圧)			
名称	太陽有限責任監査	i法人				
主たる事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 本部・東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、札幌事務所、東北事務所、新潟事務所、 名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス、中国・四国事務所、九州事務所					
沿革	1971年 9月 2006年 1月 2008年 7月 2012年 7月 2013年 10月 2014年 10月 2018年 7月					
概要	特 公 公 そ 事 契	表社員・社員 定社員 認会計士 認会計士試験合格者等 の他専門職 弱務職員 契約職員	08百万円 84名 4名 308名 227名 199名 85名 203名 1,110名			

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役2名に対し、総額22,700,000円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、当期末時点の取締役は10名ですが、賞与の支給対象は2021年3月31日をもって辞任により退任した取締役3名並びに取締役 田中拓也氏、取締役 今井光雄氏、取締役 西川理恵子氏、取締役 早野龍五氏及び取締役 日下茂樹氏を除いた取締役2名となります。

上記の賞与総額については、2021年5月24日付「役員等の報酬等の自主返上等に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、取締役 竹下隆史氏及び取締役 篠浦文彦氏からの申し出を踏まえ、仮に同人らから賞与の返上等の申し出がなければ本議案をご承認いただくことを条件に同人らに支給されるはずであったと想定される取締役賞与の金額(事業報告51ページから52ページに記載の当社の役員報酬決定方針に沿って決定されます。以下「本想定支給額」といいます。)の30%の金額を本想定支給額から控除した金額としております。なお、取締役 田中拓也氏については、同人が代表取締役社長 社長執行役員を務めるネットワンパートナーズ株式会社の取締役賞与の支給対象であることから、本議案に係る賞与の支給対象とはしておりませんが、同人についても、ネットワンパートナーズ株式会社から支給を受ける2021年3月期の賞与を30%返上等することとなっております。

本議案は、諮問委員会の審議も経て取締役会で決定したものであり、当社はこれを相当であると判断しております。

なお、各取締役に対する具体的な支給金額、時期、方法等については、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

第6号議案
 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬等は、2015年6月16日開催の第28回定時株主総会において、年額470百万円以内(うち社外取締役を除く取締役の報酬等の額を年額400百万円以内、社外取締役の報酬等の額を年額70百万円以内)とご承認いただき、これとは別枠で、2012年6月14日開催の第25回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬等として年額50百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認いただき今日に至っております。

今般、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)等が施行され、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことに伴い、ストックオプションとしての新株予約権に関し、既にご承認いただいている内容を一部変更のうえ、新たな内容を追加し、今後も従前と同様に以下のとおり新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。当該変更・追加箇所は、2(5) 新株予約権を行使することができる期間及び2(8) 新株予約権の取得に関する事項であります(下線部分)。

なお、現在の取締役は7名(うち社外取締役4名)であり、第2号議案が原案どおり承認されますと、取締役(社外取締役を除く)の員数は4名となります。

また、本議案に関しましては、諮問委員会の審議を経ております。

1. 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を付与する理由

株式報酬型ストックオプションの付与は、取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的とするものであります。

なお、当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬である基本報酬、業績等に応じて毎年支給される短期的な業績連動報酬である賞与及び中長期的な業績連動報酬である株式報酬型ストックオプションの3種類から構成されております。

新株予約権に係る報酬等の額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、 割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。新株予約権に係る報酬等の額及び具体的な内容は、 会社業績及び当社取締役の業務執行の状況・貢献度等を勘案いたします。

以上に加え、本議案は、事業報告51ページから52ページに記載の当社の役員報酬決定方針にも沿うものですので、当社はこれを相当であると判断しております。

- 2. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容
- (1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権の割当日の翌日から30年を経過する日までとする。
- (6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
 - ①新株予約権者が、権利を行使する前に、上記(6)の新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社は、以下イ、ロ又はハの議案が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - □ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

なお、本総会終結の時以降、当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しても、上記の株式報酬型ストックオプションと同内容(ただし、2(1)を除く)のストックオプション(新株予約権)を、当社取締役会決議により割り当てる予定です。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

市場環境

近年のデジタル化の加速と今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、当社グループが所属するICT (情報通信技術) 市場は大きな変革期を迎えています。お客様の多くは、新事業の創出や既存事業の効率化による「事業の成長」と、テレワークに代表される働き方の抜本的な見直しによる「事業の継続」の双方を実現するために、ICTの利活用を拡大しています。

このような市場環境で当社グループが継続して成長するためには、高付加価値の創出、即ちネットワーク・クラウド・セキュリティ・働き方改革等の高品質なICT基盤の導入に加えて、それらの効果を最大化する「利活用の加速」までを一貫して支援することで、明確な投資対効果をお客様にお届けすることが必要です。

これを踏まえ、当社グループは、2020年3月期~2022年3月期の3年間を対象期間とした以下の中期事業計画を定め、市場の変化に対応した取組を進めています。

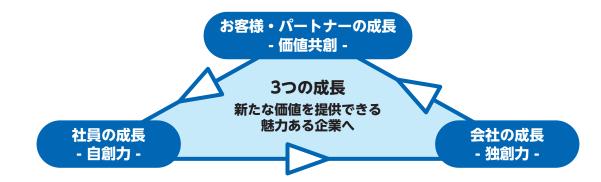
中期事業計画と当連結会計年度の取組

当社グループの企業理念は、「ICTの利活用を通じて、社会変革へ貢献する」ことです。ICT市場の変革に対応し、高付加価値を創出するために、「お客様・パートナーの成長」「会社の成長」「社員の成長」を実現します。

【企業理念】ICTの利活用を通じて、社会変革へ貢献する

3つの基本戦略:高付加価値の創出にフォーカス

注力市場・新モデルの拡大 - 市場力バレッジの拡張 - 統合サービス事業の加速 - サービス比率の拡大 - 働き方改革2.0/DXの実践 - 生産性の向上 -



そして、これらの3つの成長を実現するために、以下の3つの基本戦略を進めています。

1. 注力市場・新モデルの拡大:市場カバレッジの拡張

注力市場として、デジタル化が大きく進展する3つの市場を選定しています。1)大規模病院を対象とした「ヘルスケア」、2)教育委員会や学校を対象とした「スクールシステム」、3)製造工場を対象とした「スマートファクトリー」です。

また、新モデルとして、「所有から利用」への需要の変化を捉えた2つのモデルを選定しています。1) サービス事業者(通信事業者や大手民間企業)と新サービスを共創する「MSP(マネージド・サービス・プロバイダー)の支援」、2) 再生品を活用してコスト効率の高いサービスを提供する「リファービッシュメント(再生品)の展開」です。

中期事業計画期間において、注力市場及び新モデルそれぞれで受注高50億円の伸長(合計250億円の伸長)を計画しています。各市場・モデルにおける、当連結会計年度の状況は以下のとおりです。

			業計画期間に 度の受注高の進		
項目	名称	2019年3月期	2020年3月期 (1年目)	2021年3月期 (2年目:当連網 会計年度)	当連結会計年度の状況 情
	ヘルスケア	40億円	60億円	38億円	外部要因:新型コロナウイルス感染症の影響で、病院においてICTへの投資が減少 内部要因:投資総額が減少した中で案件の獲得に努めたものの、受注高が減少
注力市場	スクール システム	51億円	76億円	239億円	外部要因:文部科学省のGIGAスクール構想に伴い、学校のネットワーク整備に向けた補正予算が発生 内部要因:ネットワークの接続品質・速度及び運用負荷において差別化のある提案を進めたことで、受注高が大きく増加
場	スマートファクトリー	40億円	67億円	71億円	外部要因:新型コロナウイルス感染症の影響で、製造業におけるICT投資意欲は減少傾向に。一方で、事業成長に向けたデジタル化の投資優先順位は高い状況を維持内部要因:製造工場のデジタル化に向けた、生産機器等を接続する高品質なネットワーク及び工場特有のセキュリティ対策の提案を進め、当初想定には多少届かなかったものの受注高が拡大
新	MSPへの 支援	37億円	47億円	86億円	外部要因:新型コロナウイルス感染症による、テレワーク等の働き方改革の需要が拡大 内部要因:拡大需要の獲得に向けて、MSPと新サービスの 共創を加速したことで、受注高が増加
新モデル	リファービ ッシュメン トの展開	0億円	16億円	20億円	外部要因:投資・運用コストの最適化に対する需要が継続 内部要因:新型コロナウイルス感染症の影響で、再生品や 第三者保守サービスの新規提案に遅れが発生し、受注高が 当初想定に未達。一方で、事業収益性の高さから、利益は 計画通りに進捗

2. 統合サービス事業の加速:サービス比率の拡大

当社グループでは、お客様への活動の全てを、高付加価値を創出するための「統合サービス事業」と定義し、計画・導入・運用・最適化の全てのICTライフサイクルを支援しています。当中期事業計画期間では、サービス比率を50%まで増加させることを計画しています。

当連結会計年度では、高付加価値サービスの提供に向けて、運用・最適化サービスの拡大、お客様ICT基盤のグランドデザイン段階からの支援及びお客様と創出価値を対話する施設の整備等の各種取組が順調に進捗しました。

	中期事業	計画期間における各年度		
項目	2019年3月期	2020年 3 月期 (1 年目)	2021年3月期 (2年目:当連結 会計年度)	- 当連結会計年度のサービス比率
サービス受注高	796億円	888億円	894億円	43.9%
サービス売上高	744億円	797億円	852億円	42.2%

3. 働き方改革2.0/DXの実践:生産性の向上

当社グループは2010年より、いつでも・どこでも業務を行うことが可能な環境を整備してきました。これを「働き方改革1.0」と称しています。これに加えて、全ての業務を見直してシステムと一体化することで、業務のスピードや品質を向上させ、全社の生産性向上に取り組んでいます。これを、「働き方改革2.0/DX」と呼びます。また、「働き方改革2.0/DX」の取組を通して得られた成功・失敗の知見をお客様に還元する(netone on netone)ことで、他社が真似できない当社独自の価値の提供に取り組んでいます。

当連結会計年度では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、当社においても働き方改革に係る取組を全社を挙げて推し進め、テレワークを中心とする新しい働き方・デジタル化を実現しました。また、DXに関しては、データの可視化や業務の自動化の実現に向けた詳細設計及び新収益認識基準への対応準備を進めました。

新型コロナウイルス感染症の影響及び対応状況

当連結会計年度では、新型コロナウイルス感染症の影響として、テレワーク等の働き方改革による新たな事業機会の獲得が実現できた一方で、一部の製造業・病院・パートナー企業において投資の低減傾向がみられました。

新たな事業機会の獲得

お客様は、緊急事態宣言時等のテレワーク対応及びWith/Afterコロナを見据えた事業継続の観点から働き方の 抜本的な見直しを進めています。当社グループは、テレワーク環境を実現する仮想デスクトップ・Web会議等の 各種システム及び社外でも安全に業務を進められるセキュリティ対策の提供を通して、お客様の事業継続・働き 方改革を支援しました。

お客様の投資低減

製造業では、投資優先順位の高いデジタル化への取組は加速したものの、既存設備の更新等についてはその時期を延期する動きがありました。病院では、新型コロナウイルス感染症への対応を優先し、ICT投資が減少しました。パートナー企業では、テレワーク等の業務環境の変化やエンドユーザの業績の影響を受けて事業が低調となりました。

当社グループの事業継続性の向上

当社グループは、既にテレワークでも業務を進められる環境を整備しており(働き方改革1.0)、緊急事態宣言時にも迅速かつ柔軟に対処することができました。その後、人事制度を最適化して、2020年10月よりテレワークを原則とする働き方へと移行しました。

また、ICT基盤の保守・運用サービス施設であるコンタクトセンターを、Web会議/チャット/仮想デスクトップ/モバイルの活用により完全テレワーク化し、出勤が困難な状況においてもお客様へのサービス提供に影響が無い体制を構築しました。

不正事案及び過年度業績の修正について

当社は、2019年11月に東京国税局による指摘を端緒に、同年12月13日から2020年3月11日まで特別調査委員会による調査を実施し、同月12日に特別調査委員会の「納品実体のない取引に関する調査最終報告書」を開示しました。

その後、外部機関からの指摘があり、当社元従業員による資金流用の疑義を認識したため、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士で構成される外部調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、2020年12月16日及び2021年3月18日に外部調査委員会の調査報告書を開示いたしました。かかる調査により、①当社の元従業員が、仕入先との間の架空取引又は水増し取引を利用して、当社の資金を不正に流用したこと、②当社の従業員及び元従業員が、リース会社又は仕入先に「リスク費」を保留し、原価付替を行っていたこと、③当社の元従業員が、複合取引において原価付替を行っていたこと、④内部監査室の実施する財務報告に係る内部統制の評価業務において不適切なサンプリングが行われていたことが判明いたしました。

また、2021年3月期第2四半期決算準備の過程において、外部機関の指摘により、上記納品実体のない取引に関して行った会計処理の一部に誤りが存在した可能性を認識したことから、当社は、社内調査チームによる事実確認を実施し、2020年12月16日に社内調査チームによる調査結果を開示いたしました。かかる調査により、⑤当社が2020年3月に行った過年度決算訂正において、第31期から第33期の3期間にわたって計上した、納品実体のない取引に関連する立替金約51億円に係る特別損失は、一連の架空循環取引の開始時点である第29期から第33期の期間にわたって負担すべき性質を有するものであったこと、⑥上記納品実体のない取引に関し、当社から複数業者へ流出した資金の一部が当社が売上として計上した取引にかかる役務や物品の提供に充てられていたこと、⑦2020年3月の過年度決算訂正時において納品実体がないと認定した仕入取引の一部について、実在性があったこと等が判明いたしました。

当社は、外部調査委員会及び社内調査チームによる調査結果に基づき、これらの事項について適切な会計処理を行う必要があるとの認識に至ったため、過年度の当社連結財務諸表及び財務諸表を訂正しました。2021年3月期第1四半期までの親会社株主に帰属する当期純利益(純資産)への累計影響額は△13億29百万円となりました。

なお、当社は、2021年3月18日付「『外部調査委員会調査報告書〜ガバナンス・企業文化の観点から〜』の 受領及び開示版の公表に関するお知らせ」のとおり、外部調査委員会から、外部調査委員会の2020年12月14日 付調査報告書において指摘された不正事案等の原因に関する調査結果及び再発防止策の提言を受けました。当社 は、外部調査委員会の調査結果・提言を真摯に受け止め、34ページから37ページに記載のとおり当社の再発防 止策を決定し、取組を進めています。

当連結会計年度の業績概要

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、スクールシステム(GIGAスクール構想を含む)・テレワーク拡大・セキュリティ対策・クラウド基盤等のビジネスが堅調に推移しました。これらの結果、当連結会計年度における受注高は2,035億20百万円(前年同期比0.5%減)、売上高は2,021億22百万円(前年同期比8.5%増)、受注残高は949億15百万円(前年同期比1.5%増)となりました。

損益につきましては、「統合サービス事業」が進捗したことにより、機器商品群・サービス商品群の収益性が改善し、売上総利益は559億13百万円(前年同期比14.2%増)となりました。従業員数の増加及び従業員のテレワーク環境を支援したことで販売費及び一般管理費は362億39百万円(前年同期比11.7%増)となり、営業利益は196億73百万円(前年同期比19.2%増)となりました。経常利益は、不正取引に関する調査費用等並びに新型コロナウイルス感染症対策の支援を目的とした寄付金を営業外費用に計上したことにより182億8百万円(前年同期比11.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は123億21百万円(前年同期比25.5%増)となりました。

商品群別概況

当連結会計年度において、商品群別の受注高・売上高・受注残高は以下の表のとおりとなります。

機器商品群では、受注高は昨年度に受注した大型案件が剥落したものの横ばいで推移しました。売上高はGIGAスクール案件によって増加しました。

サービス商品群では、「統合サービス事業」が進捗 し、受注高・売上高・受注残高が増加しました。

	機器商品群	サービス商品群
受注高	1,141億11百万円 (前期比 1.4%減)	894億8百万円 (前期比 0.6%増)
売上高	1,168億28百万円 (前期比 9.6%増)	852億93百万円 (前期比 6.9%増)

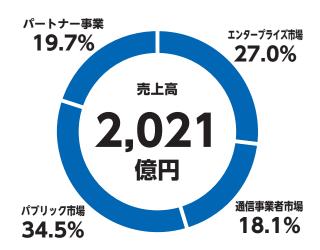
ご参考:商品群について

当社グループでは、機器商品群(ICT製造メーカーから仕入・販売)と、サービス商品群(当社の人財が役務サービスとして提供)に分けて記載しています。

当社独自の付加価値でお客様に最適なICT基盤を提供できるようサービス比率の向上に努めてまいります。

市場別概況

お客様ニーズが多様化する中、ICT市場は地域や企業の状況によってマーケット特性が異なります。市場を注視し、お客様に応じた最適なソリューションを提供するため、当社グループでは、市場を大きく4つに区分しています。当連結会計年度において、市場別の受注高・売上高・受注残高は以下のとおりとなります。



エンタープライズ 市場

民間企業向け

主な事業内容

製造業(自動車、電機等)、非製造業(運 輸、サービス等)、国内金融機関、外資系企業 等、大手民間企業に向けてビジネスを展開して おります。競争力強化に向けた情報活用や働 き方改革・コスト削減等を、ICT基盤の利活用 を通じて支援しております。

当連結会計年度の概況

新型コロナウイルス感染症対応への要望が強く、テレワー クの拡大、セキュリティ対策、クラウド基盤ビジネスが堅調 に推移した一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で、投 資意欲の減少や一部案件の延期が発生し、受注高・売上高は 前期比で減少しました。

受注高

売上高

受注残高

572億81百万円 545億47百万円 292億8百万円

(前期比 4.9%減)

(前期比, 1.5%減)

(前期比 10.3%增)

通信事業者 市場

通信事業者向け

主な事業内容

固定・移動体通信事業者向けにビジネスを展 開しております。お客様とともに、社会インフ ラとしての安心・安全なインターネット基盤や クラウドコンピューティング基盤の整備を行 っております。

当連結会計年度の概況

設備投資意欲は全体的に低調なものの、サービス基盤や法 人事業の支援、テレワークの増加に伴う回線の増強が好調に 推移し、受注高・売上高は前期比で増加しました。

受注高

売上高

受注残高

(前期比, 3.7%增)

394億64百万円 364億89百万円 174億81百万円

(前期比 11.3%增)

(前期比 20.5%增)

パブリック 市場 公共向け

主な事業内容

官公庁・自治体、文教、社会インフラを提供し ている企業(ケーブルテレビ、電力等)、ヘルス ケア (病院) 等の公共機関向けにビジネスを展開 しております。公的情報等に対するセキュリテ ィの強化や、投資コストを最適化する共通基盤の 整備を行っております。

当連結会計年度の概況

ヘルスケアが低調であった一方で、スクールシステム (GIGAスクール構想を含む) が好調に推移し、受注高・売 上高は前期比で増加しました。

受注高

売上高

受注残高

712億55百万円 697億95百万円 397億15百万円

(前期比 13.7%增)

(前期比 25.1%増)

(前期比 3.8%增)

パートナー事業 (ネットワンパートナーズ株式会社) パートナー向け

主な事業内容

パートナー企業との協働事業 (再販ビジネス モデル)により、当社グループのみでは対応で きない、幅広い市場に向けたビジネスを展開し ております。当社グループのICT基盤ソリュ ーションと、パートナー企業のシステムソリュ ーションを融合して、市場ごとに最適な付加価 値を創出しております。

当連結会計年度の概況

パートナー各社が新型コロナウイルス感染症の影響を受 けた結果、一部案件の延期もあり、受注高は前期比で減少し ましたが、昨年度に受注した大型案件が寄与し、売上高は前 期比で増加しました。

受注高

売上高

受注残高

338億65百万円 397億30百万円 82億99百万円

(前期比 24.7%減)

(前期比, 2.6%增)

(前期比 41.4%減)

(2) 対処すべき課題

当社グループは、不正事案の再発防止を最重要課題とするとともに、継続して中期事業計画に沿った事業成長を図ってまいります。

不正事案の再発防止

外部調査委員会による原因分析

外部調査委員会は、不正事案の原因について、「外部調査委員会調査報告書〜ガバナンス・企業文化の観点から〜」において以下のように分析しています。

1) 内部統制・内部通報・企業文化の視点からの分析

主要な問題点としては、3ラインモデル(組織のリスク管理・統制活動のモデル。一般的に、第1ライン:事業部門、第2ライン:管理部門、第3ライン:内部監査部門、で構成される)のうちの第1ラインについては、営業部門内において、また、営業部門と他部門の間においてチェック機能が欠如していたこと等が挙げられ、第2ラインについては、責任部門や役割の分担が不明確なリスクの管理体制、不十分なリスクモニタリング活動及びコンプライアンス活動が挙げられる。そして、かかる第1ライン及び第2ラインの問題点を生み出した東日本第1事業本部を中心として存在する企業文化については、業績を上げることを過度に重視する価値観、営業担当者個人に責任を集中させるやり方、経営陣と現場の意識の乖離といった問題点が挙げられる。

2) 三様監査の視点からの分析

監査役及び内部監査室において不正リスクへの意識が希薄であったこと、内部監査室におけるフォローアップ、能力、被監査部署との関係に問題があったこと、監査役、会計監査人と内部監査室との連携及び経営陣と内部監査室との連携が必ずしも十分でなかったことなどが挙げられる。また、内部監査室の業務の一つである内部統制評価業務の形骸化も確認された。

3) 過去調査を踏まえた再発防止策の不徹底という視点からの分析

過去の不正事案の再発防止策は、管理部門が主導して作成されたものであり、「現場を良く知る人間」の関与が不十分であったため、必ずしも現場の実務を反映しておらず、ルールが不足、形骸化していた等の問題点が確認された。

4) ガバナンスの視点からの分析

当社の経営トップをはじめとする経営陣は、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、その是正のための取組を行っておらず、また、過去に会計不正事案が繰り返し発生していたにもかかわらず、コンプライアンスについて役職員に対して強いメッセージを十分に発してこなかったなど、会計不正リスク管理の観点から経営陣の認識や取組について問題なしとはし得なかった。

当社では、外部調査委員会からの提言を受け、2021年4月1日付で刷新した経営体制の下、2020年12月16日付で提出した改善状況報告書に記載の再発防止策を全面的に見直して以下の新たな再発防止策を講じてまいります。今後、組織単位による中長期的な成長を視野に入れた経営体制へとシフトし、再発防止策を実行することで内部統制を実効的に機能させ、抜本的な企業統治や企業文化の改革に全社一丸となって取り組むことにより、信頼回復に向け邁進してまいります。詳細は、2021年5月13日公表の「再発防止策の追加について」をご覧ください。

再発防止策				
1. ガバナンスの改革と推進				
	コンプライアンス活動宣言及びその実施			
	ー コンプライアンス教育の実施			
経営陣が自ら意識改革をし、企業文化の改革を推	コンプライアンス室の設置			
進する	上場会社における取締役の役割と責任等に係る取締役研修の実施			
	ガバナンスを司る会議体に関する変更			
	内部監査結果の報告体制の整備			
	3ラインに係る組織体制の見直し			
	営業部門・技術部門における業務内容・牽制機能の明確化			
	購買部及び管理部門における業務内容・牽制機能の明確化			
組織体制の在り方について抜本的な見直しを行う	明確化した各部門の業務内容・牽制機能の実効性の確保			
	従業員に対する各部門の役割の理解促進の機会の設定			
	役員・執行役員の管掌部門の見直し			
	人員配置の見直し			
従業員へのメッセージの頻度・質の強化によるコンプライアンス意識の向上	従業員へのメッセージ発信の頻度・質の強化			
	取締役と執行役員のコミュニケーション強化			
	コンプライアンス教育の実施等を通じたコミュニケーション強化			
業務を執行する現場と経営陣との乖離を埋めるコミュニケーションの強化	コミュニケーション促進のための職場環境づくり			
	中間管理層に対する役割意識の教育			
	ボトムアップでの課題認識及び課題解決			
	ボトムアップでの課題認識及び課題解決			

取締役会による監督強化・ハンズオン	内部監査室による取締役会及び経営委員会に対する再発防止策の実施 状況の内部監査結果の報告
	執行役員による各担当部署の日常的モニタリングの実施
	取締役による重要な委員会活動のハンズオン
	取締役による重要会議の資料等へのアクセス体制の構築
	取締役会の運営方法の見直し
	取締役のスキル・マトリックスの開示
	取締役会の運営に係る社内体制の再構築
社外役員 (諮問委員会も含む) による監督・監査 強化	社外役員による重要会議の資料等へのアクセス体制の構築
	社外役員と内部監査室との連携強化
	役員間の情報共有の充実
	社外役員による監督・監査強化のための取締役会の運営方法の見直し
	株主との対話
コンプライアンスに関する資質・能力を有する取 締役候補者及び執行役員の選任	取締役候補者及び執行役員の選任基準の見直し
2. リスク管理体制の強化	
リスクオーナーとしての第1ラインの自覚の醸成・第1ラインへの牽制支援を担う第2ラインとしての意識改革	第1ラインの自覚の醸成及び第2ラインとしての意識改革
リスク管理委員会による網羅的かつ主体的マネジ メント能力の強化	不正リスクに対する組織体制及び運用方法の設計
	リスク調査シートによるリスク管理強化
	リスク管理委員会へのリスク情報の集約
	顕在化したリスクの社内共有
	内部統制強化協議会との連携
リスク管理室の体制の強化	専任のリスク管理室長の任命
リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会等 への外部有識者の参画	リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会等への外部有識者の参画
有事対応への備え (クライシスマネジメント)	有事対応マニュアルの整備

3. 業務執行(第1ライン・第1.5ライン、第2ライ	(ン) に係る体制及び社内体制の強化
第1ライン及び第1.5ラインにおける営業部門	営業部門と技術部門及び購買部との間の情報の共有化
に対する牽制の強化	販売及び購買プロセスに関する規程の見直し
第2ラインにおける管理部門間の連携強化及び	管理部門間の意見交換の場の設定
チェック・フォローアップ体制の整備・強化に よる健全な牽制・支援体制	財務経理部によるチェック体制の整備
	財務経理部による案件単位での検証
原価管理体制の強化(予算管理ルールの再考	原価付替防止のための原価管理策の導入
等)	追加原価の申請ルールの再考
	取引の妥当性について審査する仕組みの導入
4. 監査体制の抜本的な見直し	
	内部監査室の人員構成の変更、資格の推奨及び取得サポートの導入
	内部監査機能の強化
内部監査室の体制強化・人員構成の変更・権限	内部監査に係る研修の実施・参加
内部温度室の体制強化・人員構成の変更・権限 強化	営業部門全体での不備ゼロ運動の横断的実施とその実施状況のフォロー・検証等
	内部監査への協力義務を社内規程に明記
	内部監査室の役割の見直し
内部監査室のキャリアパス化(部署としての地位・役割向上)	内部監査室のキャリアパス化
	J-SOX統制文書の見直し
I COV类数の作者的目声I	J-SOX評価の見直し
J-SOX業務の抜本的見直し	J-SOXの管理部門の明確化
	J-SOXに係る研修等の実施
	取締役との定期的な意見交換
Pケ木(小小 仕出)や/レ	内部監査室との定期的な意見交換
監査役の体制強化	不正事案等に係る研修への参加
	監査役に会計リテラシーが高い者を起用
	内部監査室と会計監査人との連携強化

事業報告

5. 従業員の声を集める仕組み	
内部通報制度に対する信頼の醸成	内部通報規程の整備及び内部通報制度の周知・教育活動
第三者を窓□とした目安箱	第三者を窓□とした目安箱
6. 組織文化の改革・形成	
コンプニノフンフの沿ルを口的とした「声制舟沿	営業個人インセンティブルールの廃止
コンプライアンスの強化を目的とした人事制度改 革	コンプライアンスの状況を盛り込んだ人事評価制度及びコンプライア ンス意識の浸透度の確認
	企業文化改革委員会の発足
	経営ビジョン・行動指針の見直し
会社としての一体感に関連する企業文化改革	ビジョンブック作成・電子掲示板での特設サイト設置
	ビジョンウィークの企画、実行計画の策定
	行動指針に基づく行動宣言の策定と浸透
当事者意識の醸成・他人事文化の打破	人事ローテーションの確立
7. 会計リテラシー教育及び過去不祥事からの学び・	啓蒙
会計リテラシーの向上・会計知識教育	会計リテラシーの向上・会計知識教育
云司 グナブノーの川工・云司 和職教育	自社及び他社の不正事例の事例研究会
過去不祥事からの学び・啓蒙	過去不祥事の全従業員に対する周知活動
日々の失敗事例(ヒヤリハット)からの学び	失敗事例からの学び
8. モニタリング体制の継続	
「内部統制強化協議会」による全社横断的かつ継 続的な再発防止策の推進	内部統制強化協議会による再発防止策の推進
不正等(会計不正に限らない)の有無に係る、内 部監査室による内部監査とは別個の定期的な調査 の実施	内部監査以外の定期的な調査

中期事業計画の推進

当社グループは、継続した成長に向けて、引き続き以下の3つの基本戦略に取り組みます。

1. 注力市場・新モデルの拡大:市場カバレッジの拡張

各市場・モデルにおいて、以下の取組を進めてまいります。

項目	名称	2022年3月期の市場想定と取組				
注力市場	ヘルスケア	徐々に投資回復を想定 働き方改革・遠隔医療・クラウド活用・院内セキュリティ 等のデジタル化を提案				
	スクールシステム	GIGAスクール案件は反動減を想定 一方で、児童・生徒の持ち帰り学習、教職員の働き方改革、 運用サービスを加速				
	スマートファクトリー	見込み案件の堅調な増加を想定 継続してエッジクラウド、セキュリティ、運用高度化、 ローカル5Gを推進				
新モデル・	MSP(マネージド・サービス・プロバイダ ● 一)への支援	デジタル化やグループ全体のセキュリティを中心に、通信 事業者やパートナー企業とのサービス共創を加速				
	リファービッシュメント(再生品)の展開	需要の高い通信事業者向けの第三者保守サービスの拡大 ネットワーク機器に加えて、サーバ等の取扱品目を拡大				

2. 統合サービス事業の加速:サービス比率の拡大

継続した高付加価値サービスの提供に向けて、ネットワーク・クラウド・セキュリティ・働き方改革等の高品質なICT基盤の導入に加えて、その効果を最大化する「利活用の加速」まで一貫して支援することで、お客様のデジタル化におけるビジネスパートナーの地位確立を図ります。

また、自治体情報セキュリティクラウド等の仕様が共通している案件について、提供ソリューションを統一することで品質向 L及び生産性向 Lを図ります。

3. 働き方改革2.0/DXの実践:生産性の向上

働き方改革2.0においては、新しい働き方におけるコラボレーションを加速する、バーチャルとリアルを融合させたオフィスの検討を進めます。また、DXにおいては、再発防止策として、ガバナンス強化機能の追加を優先します。

市場別の要望と取組

エンタープライズ市場では、お客様単体ではなくグループ全体でのデジタル化(スマートファクトリーを含む)・セキュリティ強化・クラウド活用・働き方改革への要望が増加しています。通信事業者市場では、法人事業・MSPビジネスにおける、民間企業・公共機関向けのデジタル化・セキュリティ強化ビジネスの支援要望が増加しています。パブリック市場では、全国的に自治体情報セキュリティクラウドやセキュリティ強靭化システムの更新需要が高まっています。そして、パートナー事業では、協業ビジネス・MSPビジネスにおいて当社ソリューションへの期待が高まっています。

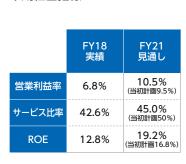
当社グループは、統合サービス事業の各種ソリューションによって、これらの要望に対応します。そして、それらソリューションの統一化によって高品質かつコスト効率の高いシステムを実現します。

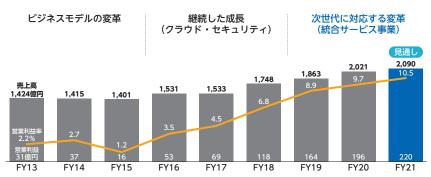
また、各市場共通の取組として、新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況において、当社グループの働き 方改革のノウハウの提供とともにテレワーク環境・セキュリティ対策の実装を進めることで、お客様の事業継続 に貢献します。

中期事業計画の最終年度となる2022年3月期の連結業績につきましては、売上高2,090億円、営業利益220億円、経常利益220億円、親会社株主に帰属する当期純利益150億円、営業利益率10.5%、サービス比率45.0%、ROE19.2%を予定しています。営業利益・営業利益率・ROEにおいて、中期事業計画を達成する見通しです。

(注)上記の業績見通しは、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績と 大きく異なることがあります。

中期経営指標



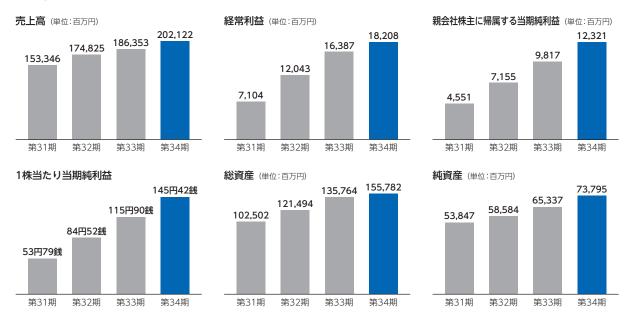


当社グループは、「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業」を目指し、ガバナンス・企業文化の改革に最注力するとともに、新たな付加価値の創出に挑戦し続けることで、企業価値の向上に努めてまいります。

×	ŧ

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況



	区	分		第31期 (2017年 4 月 1 日から) (2018年 3 月31日まで)	第32期 (2018年 4 月 1 日から) (2019年 3 月31日まで)	第33期 (2019年 4 月 1 日から) (2020年 3 月31日まで)	第34期(当連結会計年度) (2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)
売	上	高	(百万円)	153,346	174,825	186,353	202,122
経	常 利	益	(百万円)	7,104	12,043	16,387	18,208
親会社	株主に帰属する当期	純利益	(百万円)	4,551	7,155	9,817	12,321
1株	当たり当期純	利益		53円79銭	84円52銭	115円90銭	145円42銭
総	資	産	(百万円)	102,502	121,494	135,764	155,782
純	資	産	(百万円)	53,847	58,584	65,337	73,795
自词	己資本比	と 率	(%)	52.4	48.1	47.9	47.2
1株:	当たり純資	産額		634円47銭	689円97銭	767円89銭	867円48銭

[※]第31期、第32期、第33期の各連結会計年度は、2020年12月16日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映しております。

②当社の財産及び損益の状況



	区	分		第31期 (2017年 4 月 1 日から) (2018年 3 月31日まで)	第32期 (2018年 4 月 1 日から) 2019年 3 月31日まで)	第33期 (2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)	第34期 (当事業年度) (2020年 4 月 1 日から) 2021年 3 月31日まで)
売	上	高	(百万円)	122,992	146,050	146,541	161,069
経	常 利	益	(百万円)	5,368	9,954	13,780	14,926
当	期純利	益	(百万円)	3,368	5,734	8,070	10,147
1株	当たり当期純	利益		39円81銭	67円73銭	95円28銭	119円76銭
総	資	産	(百万円)	94,622	110,523	120,454	137,405
純	資	産	(百万円)	49,492	52,691	57,484	63,526
自	己資本比	」 率	(%)	52.1	47.5	47.6	46.1
1株	当たり純資	産額		583円01銭	620円38銭	676円41銭	747円02銭

[※]第31期、第32期、第33期の各事業年度は、2020年12月16日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映しております。

事業報告

(4) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(5) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主に新製品の開拓、評価体制及び顧客サポート体制の強化を図るために機器類の充実を図り、総額として30億66百万円の設備投資を行いました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社の状況 該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
		%	
ネットワンパートナーズ株式会社	400百万円	100.0	パートナー向けICT機器の販売・設置・導入及び保守業務
ネットワンネクスト株式会社	100百万円	100.0	リユースICT機器の販売・設置・導入及び保守業務
エクストリーク株式会社	100百万円	100.0	ITファシリティサービス事業
Net One Asia Pte. Ltd.	2,750千5ドル	51.0	ASEANでのシステムインテグレーション事業及び マネージドサービス事業

(7) 主要な事業所(2021年3月31日現在)

会社名	事業所名	所在地
	本 社	東京都千代田区
	関 西 支 社	大阪市淀川区
	天王洲オフィス	東京都品川区
	北海道支店	札幌市中央区
	東 北 支 店	仙 台 市 青 葉 区
	つくばオフィス	茨城県つくば市
	中 部 支 社	名古屋市中区
	豊田オフィス	愛知県豊田市
ネットワンシステムズ株式会社	北 陸 オ フ ィ ス	石川県金沢市
	広 島 オ フ ィ ス	広島市中区
	高 松 オ フ ィ ス	香川県高松市
	九 州 支 店	福岡市博多区
	沖 縄 オ フ ィ ス	沖縄県那覇市
	テクニカルセンター	東京都品川区
	品質管理センター	東京都大田区
	西日本品質管理センター	大阪市城東区
	刈谷サテライトオフィス	愛知県刈谷市
	松山サテライトオフィス	愛媛県松山市
ネットワンパートナーズ株式会社	本 社	東京都千代田区
ネットワンネクスト株式会社	本 社	東京都千代田区
エクストリーク株式会社	本 社	東京都港区
Net One Asia Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
Net One Asia Sdn. Bhd.	本 社	マ レ ー シ ア
PT SCALENOW SOLUSI	本 社	インドネシア
ARK Virtualization Pte. Ltd.	本 社	シンガポール

(8) 従業員の状況(2021年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

セグメント等の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
エンタープライズ事業	375名	1 名増
通信事業者事業	147名	2名減
パブリック事業	462名	83名增
エンタープライズ・通信事業者・パブリック事業共通	457名	6名減
パートナー事業(ネットワンパートナーズ株式会社)	178名	42名増
その他	122名	17名増
保守・運用サービス支援	304名	21名増
全社 (共通)	515名	27名減
合 計	2,560名	129名増

⁽注) 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

②当社の従業員の状況

セグメント等の名称	従業員数	前事業年度末比増減
エンタープライズ事業	375名	1 名増
通信事業者事業	147名	2名減
パブリック事業	462名	83名増
エンタープライズ・通信事業者・パブリック事業共通	369名	30名減
パートナー事業(ネットワンパートナーズ株式会社)	_	_
その他	_	_
保守・運用サービス支援	304名	21名増
全社 (共通)	433名	7名増
合 計	2,090名	80名増

⁽注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

200,000,000株

(2) 発行済株式の総数

86,000,000株

(自己株式1,257,153株が含まれております。)

(3) 株主数

17,263名

(4) 所有者別株式分布状況



(5) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,170,885	10.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,375,600	8.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,697,000	7.90
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	4,967,400	5.86
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,778,523	2.10
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	1,700,700	2.01
TAIYO FUND, L.P.	1,473,600	1.74
明治安田生命保険相互会社	1,440,000	1.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,404,830	1.66
株式会社三菱UFJ銀行	1,324,800	1.56

⁽注) 1. 当社は、自己株式を1,257,153株保有しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社の取締役(社外取締役を除く)が保有している職務執行の対価として交付した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の状況

名 称 (発行決議日)	保有人数	新株予約 権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	新株予約権を 行使することが できる期間		摘要
ネットワンシステムズ株式会社 2012年度新株予約権 (2012年6月14日)	当社取締役 (社外取締役を 除く) 5名	144個	当社普通株式 14,400株	新株予約権 1個当たり 90,000円	1株当たり 1円	2012年7月3日 から 2042年7月2日 まで	(注)1.	(注)2.
ネットワンシステムズ株式会社 2013年度新株予約権 (2013年6月13日)	当社取締役 (社外取締役を 除く) 5名	183個	当社普通株式 18,300株	新株予約権 1個当たり 62,700円	1株当たり 1円	2013年7月2日 から 2043年7月1日 まで	(注)1.	(注) 2.
ネットワンシステムズ株式会社 2014年度新株予約権 (2014年6月17日)	当社取締役 (社外取締役を 除く) 5名	220個	当社普通株式 22,000株	新株予約権 1個当たり 56,400円	1株当たり 1円	2014年7月4日 から 2044年7月3日 まで	(注)1.	(注)2.
ネットワンシステムズ株式会社 2015年度新株予約権 (2015年6月16日)	当社取締役 (社外取締役を 除く) 6名	190個	当社普通株式 19,000株	新株予約権 1個当たり 71,700円	1株当たり 1円	2015年7月3日 から 2045年7月2日 まで	(注)1.	(注)3.
ネットワンシステムズ株式会社 2016年度新株予約権 (2016年6月16日)	当社取締役 (社外取締役を 除く) 6名	282個	当社普通株式 28,200株	新株予約権 1個当たり 53,100円	1株当たり 1円	2016年7月5日 から 2046年7月4日 まで	(注)1.	(注)3.
ネットワンシステムズ株式会社 2017年度新株予約権 (2017年6月15日)	当社取締役 (社外取締役を 除く) 6名	159個	当社普通株式 15,900株	新株予約権 1個当たり 101,400円	1株当たり 1円	2017年7月4日 から 2047年7月3日 まで	(注)1.	(注)3.
ネットワンシステムズ株式会社 2018年度新株予約権 (2018年6月14日)	当社取締役 (社外取締役を 除く) 6名	108個	当社普通株式 10,800株	新株予約権 1個当たり 175,400円	1株当たり 1円	2018年7月3日 から 2048年7月2日 まで	(注)1.	(注)4.
ネットワンシステムズ株式会社 2019年度新株予約権 (2019年6月13日)	当社取締役 (社外取締役を 除く) 6名	110個	当社普通株式 11,000株	新株予約権 1個当たり 287,200円	1株当たり 1円	2019年7月2日 から 2049年7月1日 まで	(注)1.	
ネットワンシステムズ株式会社 2020年度新株予約権 (2020年6月11日)	当社取締役 (社外取締役を 除く) 6名	115個	当社普通株式 11,500株	新株予約権 1個当たり 341,400円	1株当たり 1円	2020年7月2日 から 2050年7月1日 まで	(注)1.	

- (注) 1. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できます。
 - (2) 新株予約権者が、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く)のいずれかに在任中若しくは在職中に死亡した場合又はこれらの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
 - 2. 取締役5名のうち、3名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
 - 3. 取締役6名のうち、4名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
 - 4. 取締役6名のうち、1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した株式報酬型ストックオプションとしての新株 予約権の状況

名 称 (発行決議日)	交付者数	新株予約 権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	新株予約権を 行使すること ができる期間	新株予 約権の 行使の 条件
ネットワンシステムズ株式会社 2 0 2 0 年 度 新 株 予 約 権 (2020年6月11日)	当社執行役員 4名	41個	当社普通株式 4,100株	新株予約権 1個当たり 341,400円	1 株当たり 1 円	2020年7月2日 から 2050年7月1日 まで	(注)

- (注) (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。) は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できます。
 - (2) 新株予約権者が、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く)のいずれかに在任中若しくは在職中に死亡した場合又はこれらの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できます。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2021年3月31日現在)

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	吉 野 孝 行	経営全般
代表取締役社長	荒 井 透	経営全般
	平川慎二	東日本第1事業本部担当
	竹 下 隆 史	管理本部担当 ネットワンネクスト株式会社 取締役
	田中拓也	管理本部 投融資担当 ネットワンパートナーズ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
	篠 浦 文 彦	ビジネス開発本部、カスタマーサービス本部各担当
	今 井 光 雄	
取 締 役	西川理恵子	慶應義塾大学 法学部名誉教授 株式会社インフォメーション・ディベロプメント 社外取締役
	早野龍五	公益財団法人放射線影響研究所 評議員 公益社団法人才能教育研究会(スズキ・メソード) 代表理事 株式会社ほぼ日 サイエンスフェロー 合同会社早野龍五事務所 代表社員 公益財団法人重田教育財団 理事 東京大学 名誉教授 一般社団法人国際物理オリンピック2023協会 理事
	日下茂樹	
監査役(常勤)	松 田 徹	
	堀 井 敬 一	虎ノ門南法律事務所 パートナー 第一東京弁護士会 仲裁センター運営委員会委員
Fb	須 田 秀 樹	
監査役	飯 塚 幸 子	株式会社ラウレア 代表取締役 株式会社幸楽苑ホールディングス 社外監査役 株式会社BeeX 社外監査役 センクサス監査法人 代表社員
(XX) 4 TR/05/10 A E + TRZ + Z/C	f // + m/d/11 = ++1/2	まてひが取締の、東川持一氏は、2021年2月21日とも、マツはの取締のと特だにより頃だいと

- (注) 1. 取締役会長 吉野孝行氏、代表取締役社長 荒井透氏及び取締役 平川慎二氏は、2021年3月31日をもって当社の取締役を辞任により退任いたしました。
 - 2. 取締役 竹下隆史氏は、2021年4月1日より代表取締役社長に就任いたしました。また、同氏は、2021年3月31日をもってネットワンネクスト株式会社の取締役を辞任により退任いたしました。
 - 3. 取締役 西川理恵子氏は、2020年9月4日より株式会社インフォメーション・ディベロプメントの社外取締役に就任いたしました。
 - 4. 取締役 早野龍五氏は、2021年4月30日をもって、株式会社ほぼ日のサイエンスフェローを退任いたしました。
 - 5. 取締役 今井光雄氏、西川理恵子氏、早野龍五氏及び日下茂樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は今井光雄氏、西川理恵子氏、早野龍五氏及び日下茂樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 6. 監査役 松田徹氏は、2021年3月31日をもって当社の監査役を辞任により退任いたしました。
 - 7. 監査役 須田秀樹氏は、2021年4月1日より常勤社外監査役に就任いたしました。
 - 8. 監査役 堀井敬一氏、須田秀樹氏及び飯塚幸子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は堀井敬一氏、須田秀樹氏及び飯塚幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 9. 監査役 飯塚幸子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 10. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(ご参考)当社は執行役員制度を導入しており、2021年3月31日現在の執行役員は以下のとおりとなります。

役職名	氏名	担当等
社長執行役員	荒井 透 *	経営全般
常務執行役員	平川慎二*	東日本第1事業本部長
	竹下隆史*	管理本部長 最高リスク管理責任者(CRO) 最高コンプライアンス責任者(CCO) 最高情報セキュリティ責任者(CISO)
	田 中 拓 也* 篠浦 文 彦*	ネットワンパートナーズ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
		ビジネス開発本部、カスタマーサービス本部各担当
執 行 役 員	川口貴久	管理本部 関連会社・グローバル事業推進 担当 ネットワンパートナーズ株式会社 取締役会長 Net One Systems Singapore Pte. Ltd. President & CEO
	中村淳一	中部事業本部長
	福本英雄	管理本部 ネットワンネクスト株式会社・ネットワンビジネスオペレーションズ合同会社各担当 ネットワンネクスト株式会社 代表取締役社長
	辻 晃 治	東日本第2事業本部長

(注) *印の執行役員は取締役を兼務しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1) 取締役の報酬等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、役員報酬決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。役員報酬決定方針の内容は次のとおりです。

役員報酬決定方針

基本方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動を強化し継続した成長と企業価値の継続的向上を図るものであること、及び、報酬等の決定プロセスが公正性・客観性の高いものであることを基本方針とします。

報酬体系

上記基本方針に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬である基本報酬、業績等に応じて毎年支給される短期的な業績連動報酬である賞与及び中長期的な業績連動報酬である株式報酬型ストックオプションの3種類から構成します。

一方で、社外取締役及び監査役の報酬等は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみから構成します。

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針

- ①基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針等 基本報酬は、各取締役の役位、在任年数及び実績を総合的に勘案して、その基本となる額を設 定し、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、毎月支給します。
- ②業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針等 賞与は、業績との連動を強化し継続した成長を遂げるために、①取締役会長、社長執行役員及 び事業担当以外の執行役員について、全社連結業績(連結受注高及び連結営業利益に関する従業 員1人当たりの生産性)の目標達成度に基づき、また、②事業担当執行役員については、全社連 議績の目標達成度に加えて、担当事業部門の業績(部門別受注高及び部門別営業利益に関する 従業員1人当たりの生産性)の目標達成度をも踏まえて、各取締役の個人別の支給額を決定し、 事業年度ごとに株主総会において決議された総額をもとに、毎年一定の時期に支給します。

株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や土気をより一層高めることを目的とします。各取締役の個人別支給額(ストックオプションの割当個数)の決定にあたっては、各取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当該ストックオプション1個当たりの公正評価額で除することにより算す。公正おいて決議された東海のの発行が決議される取締役会開催日の前日を起算す。公正前の日を基準日としてで大きないの発行が決議される取締役会開催日の前日を起算しとしいの業日から基準日を含む10営業日前の日まずの取り第一次にデルにより第出します。なお、公正評価額の算定の基礎とする株価は、基準日から基準日を含む10営業日前の日までの期間における東京証券取引所の当社普通株式の終値(取引が成立しなかった日にりに当社での取引成立日の終値)の単純平均(1円未満は切上げ)とします。当社の執行でより当てます。また、株式報酬型ストックオプションとしても別り当てより当てよりまでの取締役に対しても上記と同内容のストックオプションを、取締役会決議によりり当てます。また、株式報酬型ストックオプションとして当社子会社の取締役、監査役、執行役員といきにより、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。

③報酬等の種類ごとの個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や同一の業種・業態の企業の報酬水準を考慮しながら、上記基本方針に沿う構成とし、諮問委員会において検討を行うものとします。取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合にて個人別の報酬等の内容を決定します。 なお、取締役(社外取締役を除く)の報酬等に係る基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションの比率の日安は、以下のとおりとします。

役位	基本報酬	賞与	株式報酬型 ストックオプション
代表取締役	62.69%~63.58%	26.39%~27.36%	9.93%~10.26%
取締役又は 役付執行役員	63.16%~63.49%	26.32%~26.46%	10.05%~10.53%
執行役員	63.37%~63.67%	26.40%~26.53%	9.80%~10.23%

- (注) 1. この表に記載の割合は、業績連動報酬に係る目標に対する達成度合いが100%である場合の目安になります。
 - 2. 各役員の役割等級に応じて異なる報酬テーブルが適用されるため、同一役位内であっても、個人別に報酬の種類別の割合が異なります。

④取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(社外取締役を除く)の個人別の報酬等の額について、代表取締役社長は、報酬等の公平性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関である諮問委員会で審議された内容に従って、取締役会の決議により委任を受けた基本報酬及び賞与に係る取締役の個人別の支給額を決定します。なお、株式報酬型ストックオプションについては、取締役会の諮問機関である諮問委員会で審議された内容に従って、取締役会で各取締役の個人別支給額(ストックオプションの割当個数)を決議します。

また、社外取締役の個人別の報酬等の額について、代表取締役社長は、報酬等の公平性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関である諮問委員会で審議された内容に従って、取締役会の決議により委任を受けた取締役の個人別の支給額を決定します。

2) 監査役の報酬等

監査役の報酬等の決定に際しては、株主総会で決議された監査役報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定します。監査役の報酬等の構成は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみとしております。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役の基本報酬に係る個人別の支給額の決定については、決定時に代表取締役社長であった荒井透氏に、取締役(社外取締役を除く)の賞与に係る個人別の支給額の決定については、「第5号議案 取締役賞与支給の件」が承認された場合、当該支給額の決定時に代表取締役社長である予定の竹下隆史氏に委任する予定です。かかる権限を委任し、また、委任を予定している理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門や職責について評価を行うのは代表取締役が適していると判断したためであります。なお、上記の各代表取締役社長は、委任された内容の決定にあたっては、事前に諮問委員会において審議された内容に従っており、又は、従う予定です。

1) 諮問委員会の委員の構成(※は議長) 〈2020年6月11日から2021年3月31日まで〉

	社外	取締役	(※) 今井光雄・西川理恵子・早野龍五・日下茂樹
		監査役	堀井敬一・須田秀樹・飯塚幸子
		取締役	荒井透
		監査役	松田徹

〈2021年4月1日から〉

社外	取締役	(※) 今井光雄・西川理恵子・早野龍五・日下茂樹
TT XF	監査役	堀井敬一・須田秀樹・飯塚幸子
社内	取締役	竹下隆史

2) 諮問委員会の活動

諮問委員会は、取締役会からの諮問を受け、取締役の報酬等の額について、各種類の報酬等に係る役位 別の水準、各種類の報酬等に係る報酬の割合の考え方等の妥当性という観点から、審議をしたうえで、報 酬等の公平性・客観性という点から、適切な内容と考えられる事項について、その結果を取締役会に答申 しております。なお、当事業年度の取締役の報酬等の額の決定に関する審議について、諮問委員会は、合 計3回開催されました。

③取締役及び監査役の報酬等の額

区分		競役 ↑取締役)	監査 (うち社外		計 (うち社)		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円	
基 本 報 酬	12 (5)	257 (57)	5 (4)	53 (26)	17 (9)	310 (83)	(注)1.2.
賞 与	2 (-)	22 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)	22 (-)	(注)3.
株式報酬型ストック オ プ シ ョ ン	6 (-)	39 (-)	- (-)	- (-)	6 (-)	39 (-)	(注)4.
āt .		319 (57)		53 (26)		372 (83)	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月16日開催の第28回定時株主総会において、年額470百万円以内 (うち社外取締役を除く取締役の報酬等の額 を年額400百万円以内、社外取締役の報酬等の額を年額70百万円以内)と決議いただいております(当該株主総会の終結時の取締役の員数は11名 (うち社外取締役の員数は4名))。また、監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第17回定時株主総会において、年額100百万円以内 と決議いただいております (当該株主総会の終結時の監査役の員数は4名)
 - 2. 当事業年度末現在の人員は、取締役10名、監査役4名でありますが、上記の取締役及び監査役の支給人員及び支給額には、2020年6月11日開催 の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名をそれぞれ含んでおります。

 - 3. 本総会において決議予定の「第5号議案 取締役賞与支給の件」に基づく支給人員及び支給額であります。 4. 取締役(社外取締役を除く)の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、2012年6月14日開催の第25回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいており、本総会において決議予定の「第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション の具体的な内容決定の件」においても変更はございません。なお、「株式報酬型ストックオプション」欄には、当事業年度における費用計上額を 記載しております。

④賞与に関する事項

賞与は、業績との連動を強化し継続した成長を遂げるため、①取締役会長、社長執行役員及び事業担当以外の執行役員については、全社連結業績(連結受注高及び連結営業利益に関する従業員1人当たりの生産性)の目標達成度に基づき、また、②事業担当執行役員については、全社連結業績の目標達成度に加えて、担当事業部門の業績(部門別受注高及び部門別営業利益に関する従業員1人当たりの生産性)をも踏まえて、各取締役の個人別の支給額を決定しております。当該業績指標を選定した理由は、従業員の生産性を高め、効率の良い経営を実現するためです。

当事業年度における賞与に係る指標の目標及び実績は、以下のとおりです。

	指標	目標(百万円)	実績(百万円)
<u>^</u> ¼\±\+\\	連結受注高に関する 従業員1人当たりの生産性	75.6	79.5
全社連結業績	連結営業利益に関する 従業員1人当たりの生産性	6.3	7.7
おおります。	部門別受注高に関する 従業員1人当たりの生産性	121.5~161.9	130.3~206.0
担当事業部門の業績	部門別営業利益に関する 従業員1人当たりの生産性	8.4~15.4	12.0~31.5

- (注) 1. 各経営指標の従業員1人当たりの生産性は、目標については、期初の従業員数で、実績については、期末の従業員数で、各経営指標を除することにより算出しております。
 - 2. 担当事業部門の業績の目標が異なるのは、取締役ごとに管掌する範囲が異なるためです。

⑤株式報酬型ストックオプションに関する事項

株式報酬型ストックオプションの割当ての際の条件等は、「役員報酬決定方針」のとおりであります。また、当事業年度の末日における保有状況は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項(1)」に記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏 名	重要な兼職の状況	摘要
	西川理恵子	慶應義塾大学 法学部名誉教授 株式会社インフォメーション・ディベロプメント 社外取締役	(注) 1. (注) 2.
取 締 役	早野龍五	公益財団法人放射線影響研究所 評議員 公益社団法人才能教育研究会 (スズキ・メソード) 代表理事 株式会社ほぼ日 サイエンスフェロー 合同会社早野龍五事務所 代表社員 公益財団法人重田教育財団 理事 東京大学 名誉教授 一般社団法人国際物理オリンピック2023協会 理事	(注) 3. (注) 4. (注) 5.

	堀 井 敬 一	虎ノ門南法律事務所 パートナー 第一東京弁護士会 仲裁センター運営委員会委員	(注)6.
監 査 役	飯塚幸子	株式会社ラウレア 代表取締役 株式会社幸楽苑ホールディングス 社外監査役 株式会社BeeX 社外監査役 センクサス監査法人 代表社員	(注)7.

- (注) 1. 慶應義塾大学と当社との間には取引がありますが、当期における当社の同大学に対する売上高は当社の当期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
 - 2. 取締役 西川理恵子氏は、2020年9月4日より株式会社インフォメーション・ディベロプメントの社外取締役に就任いたしました。なお、株式会社インフォメーション・ディベロプメントと当社との間に特別の関係はありません。
 - 3. 取締役 早野龍五氏は、2021年4月30日をもって、株式会社ほぼ日のサイエンスフェローを退任いたしました。
 - 4. 東京大学と当社との間には取引がありますが、当期における当社の同大学に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.1%に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
 - 5. 公益財団法人放射線影響研究所、公益社団法人才能教育研究会(スズキ・メソード)、株式会社ほぼ日、合同会社早野龍五事務所、公益財団法人 重田教育財団及び一般社団法人国際物理オリンピック2023協会と当社との間に特別の関係はありません。
 - 6. 虎ノ門南法律事務所及び第一東京弁護士会と当社との間に特別の関係はありません。
 - 7. 株式会社ラウレア、株式会社幸楽苑ホールディングス、株式会社BeeX及びセンクサス監査法人と当社との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会及び監査役会への出席状況

区分			 氏 名 · · ·	取締役会(15回開催)		監査役会(1	3回開催)
				出席回数	出席率	出席回数	出席率
田口 4立 4几	締 役 —	今 井 光 雄	15回	100%	- 🗆	-%	
		in 〈立 〈几	∜	西川理恵子	15回	100%	- 0
取		早野龍五	15回	100%	-0	-%	
		日下茂樹	13回	100%	-0	-%	
			堀 井 敬 一	150	100%	13回	100%
監	査	役	須 田 秀 樹	15回	100%	13回	100%
			飯 塚 幸 子	13回	100%	110	100%

- (注) 1. 取締役 日下茂樹氏は、2020年6月11日開催の第33回定時株主総会で取締役に新たに選任され就任しましたので、就任後に開催された取締役会 (13回)への出席率を記載しております。
 - 2. 監査役 飯塚幸子氏は、2020年6月11日開催の第33回定時株主総会で監査役に新たに選任され就任しましたので、就任後に開催された取締役会 (13回)及び監査役会(11回)への出席率を記載しております。
 - 3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

2) 取締役会及び監査役会における発言状況等

区分	<u>XU監重仅云にのける光記</u> 氏 名	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	今 井 光 雄	同氏は、情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における企業経営者としての経験を活かし、当社の経営の監督を行うことが期待されているところ、同氏は、取締役会において、かかる知見・経験を活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。また、同氏は、諮問委員会の委員長として、同委員会に出席し、独立した客観的な立場で、当社役員の人事及び報酬等に関する審議・検討に参加しました。さらに、同氏は、経営委員会及びリスク管理委員会にオブザーバーとして出席し、経営課題の共有化や情報交換・意見会換を者としての観点からの意思決定に寄与するとともに、業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
取締役	西 川 理 恵 子	同氏は、法学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験を活かし、当社の経営の監督を行うことが期待されているところ、同氏は、取締役会において、かかる知見・経験を活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。また、同氏は、諮問委員会の委員として、同委員会に出席し、独立した客観的な立場で、当社役員の人事及び報酬等に関する審議・検討に参加しました。さらに、同氏は、経営課題の共有化や情報交換・意見交換を行いました。同氏は、これらの活動等を通じて、主に法律の専門家としての観点からの意思決定に寄与するとともに、業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
д х и́г 1х	早 野 龍 五	同氏は、物理学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験及び各種団体における実務により培われた見識を活かし、当社の経営の監督を行うことが期待されているところ、同氏は、取締役会において、かかる知見・経験を活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。また、同氏は、諮問委員会の委員として、同委員会に出席し、独立した客観的な立場で、当社役員の人事及び報酬等に関する審議・検討に参加しました。さらに、同氏は、経営委員会にオブザーバーとして出席し、経営課題の共有化や情報交換・意見交換を行いました。同氏は、これらの活動等を通じて、豊富な知見・経験に基づく新しい観点からの意思決定に寄与するとともに、業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
	日下茂樹	同氏は、情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における代表取締役又は取締役としての経験を活かし、当社の経営の監督を行うことが期待されているところ、同氏は、取締役会において、かかる知見・経験を活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。また、同氏は、諮問委員会の委員として、同委員会に出席し、独立したを観的な立場で、当社役員の人事及び報酬等に関する審議・検討に参加しました。さらに、同氏は、経営委員会にオブザーバーとして出席し、経営課題の共有化や情報交換・意見交換を行いました。同氏は、これらの活動等を通じて、主に企業経営の経験者としての観点からの意思決定に寄与するとともに、業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。

	区分		氏	名		発言状況
			堀井	敬	_	同氏は、弁護士として培ってきた企業法務に関する幅広い知見・経験を 活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行っております。
監	査	役	須田	秀	樹	同氏は、情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における企業経 営者としての経験を活かし、当社の経営について意見及び発言を適宜行 っております。
			飯塚	幸	子	同氏は、公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・ 経験及び他社における代表取締役としての経験を活かし、当社の経営に ついて意見及び発言を適宜行っております。

- (ご参考)当社は、ガバナンスを強化する目的から、任意の仕組みとして、社外取締役と監査役(常勤監査役及び 社外監査役)の意見交換会を年2回開催しており、情報の交換や共有を行うことで、社外取締役と監査 役の連携を図っております。
 - 3) 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当事業年度において、①当社の元従業員が、仕入先との間の架空取引又は水増し取引を利用して、当社 の資金を不正に流用したこと、②当社の従業員及び元従業員が、リース会社又は仕入先に「リスク費」を 保留し、原価付替を行っていたこと、③当社の元従業員が、複合取引において原価付替を行っていたこ と、④内部監査室の実施する財務報告に係る内部統制の評価業務において不適切なサンプリングが行われ ていたこと、⑤当社が2020年3月に行った過年度決算訂正において、第31期から第33期3期間にわた って計上した、納品実体のない取引に関連する立替金約51億円に係る特別損失は、一連の架空循環取引 の開始時点である第29期から第33期の期間にわたって負担すべき性質を有するものであったこと、⑥納 品実体のない取引に関し、当社から複数業者へ流出した資金の一部が当社が売上として計上した取引にか かる役務や物品の提供に充てられていたこと、⑦2020年3月の過年度決算訂正時において納品実体がな いと認定した仕入取引の一部について、実在性があったこと等が判明いたしました。取締役 今井光雄 氏、取締役 西川理恵子氏、取締役 早野龍五氏及び取締役 日下茂樹氏並びに監査役 堀井敬一氏、監 **査役 須田秀樹氏及び監査役 飯塚幸子氏は、いずれも事実の発生時には取締役若しくは監査役に就任し** ておらず、又は事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において、コンプ ライアンス、内部統制の強化の視点から発言を行っており、当該事実の判明後においても、原因究明のた めの徹底した調査を指示するとともに、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について 意見を述べるなど、その職責を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	154百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	163百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、前事業年度における監査実績、当事業年度の監査計画、及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性について検証した結果、会計監査人の報酬等の額は適切であると判断し、同意いたしました。
 - 3. 報酬等の額には、第29期から当事業年度第1四半期の訂正財務諸表等に係る監査報酬95百万円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」導入に係る助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

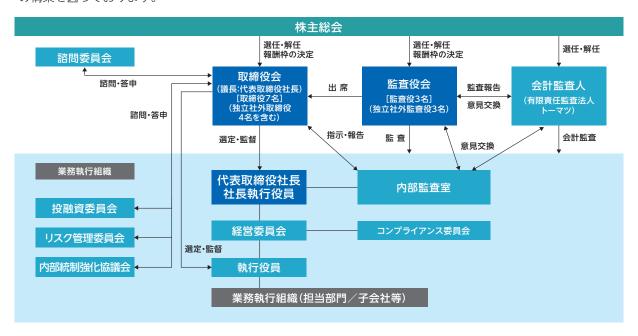
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

6. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 企業統治に関する基本的事項(2021年5月24日現在)

当社は、「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業(アドマイヤード・カンパニー)になること」という経営ビジョンのもと、継続した成長を最大の目標としております。当該目標を達成し、中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速果断な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおります。

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会の30%以上を構成する独立社外取締役による経営・職務執行の監督に加え、監査役会の半数以上を構成する独立社外監査役による取締役の職務執行の監査、執行役員制度の導入による取締役会の経営管理・監督機能強化及び業務執行の効率化・迅速化並びに諮問委員会による取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等の公正性・客観性の確保を通して、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を図っております。



①取締役及び取締役会

当社の取締役会は、独立社外取締役4名(全員を東京証券取引所へ独立役員として届出)を含む7名(男性6名、女性1名)で構成され、原則として月1回の開催とし、法令及び定款に定める事項のほか、経営ビジョンや経営方針、中期事業計画その他経営・業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の報告等を通して、経営全般についての監督を行っております。

また、経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、社外取締役が議長を務める諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議しております。

②業務執行体制

当社は、社内規程により取締役会の決議を要さない事項の決裁権限を代表取締役社長のもとに設置した経営委員会(月2回程度開催)又は執行役員等に委任することにより、取締役会の機能に関し、経営管理・監督機能に重点化を図り、経営の透明性及び公正性を確保するとともに、迅速かつ効率的な業務遂行体制を構築しております。

③監査役及び監査役会

当社の監査役会は、独立社外監査役3名(全員を東京証券取引所へ独立役員として届出)(男性2名、女性1名)で構成され、原則として月1回の開催とし、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を行っております。

また、監査役は、取締役会、経営委員会、諮問委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び 投融資委員会等の重要な会議へ出席し、経営・業務執行に関する重要事項等の審議に際しては適宜意見を述 べるとともに、経営・業務執行状況の報告を聴取しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて運用を行っております。 それらの概要は以下のとおりであります。

【内部統制システムの基本方針】

当社は、「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業(アドマイヤード・カンパニー)になること」を目指し、以下の基本方針に則り、企業運営の基盤となるべき内部統制システムの整備及び運用を図るとともに、その継続的改善に努めます。

当社及び当社子会社の取締役、従業員の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するための体制

- 1. 当社グループ共通の経営理念、行動指針及びコンプライアンスマニュアルを制定し、これらの見直しと周知・浸透を継続することにより、コンプライアンスに関する企業文化を醸成し、適法かつ公正な企業活動の実践を徹底します。
- 2. コンプライアンス委員会その他コンプライアンスの主管部門が中心となって、当社グループ全体のコンプライアンス活動の方針・計画に関する審議やモニタリング並びに重大なコンプライアンス違反事案の調査及び再発防止策の審議等を行います。また、コンプライアンスに関する社内規程の整備・運用改善を図るとともに、コンプライアンスと企業理念の一体化を基本に、コンプライアンス意識の醸成と向上を目的としたコンプライアンス研修を計画的かつ継続的に実施します。
- 3. 当社グループにおけるコンプライアンスに違反する行為の早期発見や是正等を目的に、通報・相談窓口を社内外に設置するとともに、取締役及び執行役員のコンプライアンス違反に関する通報・相談を常勤監査役が受け付ける窓口を設置します。また、コンプライアンス違反に関する通報・相談があった場合、社内規程に基づき、通報・相談者の保護を徹底しながら適正かつ迅速に対処します。さらに、各種教育やイントラネットを通じて、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知します。
- 4. 当社グループの社内規程において「反社会的勢力との交際禁止」を行動基準として明記し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とします。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、所轄警察署、顧問弁護士など外部専門機関との密接な連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集と適切な助言・協力を確保できる体制を整備・強化します。さらに、当社グループ内のコンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力排除の周知徹底を図ります。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役会、経営委員会等の重要な会議体に係る議事録及び参考資料等、重要な文書については、法令及び社内規程に基づき保存及び管理を行い、取締役及び監査役がこれらの文書を常時閲覧・謄写できる体制を整備します。

当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1. リスク管理委員会その他リスク管理の主管部門が中心となって、当社グループにおける網羅的なリスク管理活動の方針・計画の策定及びリスク分析・評価を行います。
- 2. リスク管理委員会その他リスク管理の主管部門が中心となって、リスクの発生防止並びに顕在化したリスクへの対応に関する指示及びモニタリング等を行います。
- 3. 当社グループにおけるリスクに関する情報がリスク管理委員会その他リスク管理の主管部門に適切に報告・集約される体制を整備します。
- 4. 当社グループにおけるリスク管理に関連する社内規程の整備・運用改善を図るとともに、発生したリスクの共有等を通して、役職員のリスク管理意識の向上を図ります。
- 5. 当社グループにおける主なリスクは以下のとおりであり、これらリスクに対して上記のリスク管理活動を通じて適切に対処します。なお、オペレーショナルリスクに対するリスク管理活動については、いわゆる3ラインの概念を踏まえ、営業部門・事業部門を第1ライン、第1ラインを監視する業務統制部門を第1.5ライン、管理部門を第2ライン、内部監査部門を第3ラインとする組織体制を整備し、牽制機能の強化と適切なリスク管理を行うことができる体制の構築を図ります。
 - (1) ビジネスリスク
 - ①景気変動、為替変動、金利変動等の経済環境の変化、市場や顧客ニーズの変化、技術開発競争や販売競争に伴う製品・サービスの市場ポジションの変化など、いわゆるビジネスリスク
 - ②大規模な自然災害、悪性の感染症の蔓延等により事業継続が困難となるリスク
 - ③新たな事業・投資におけるリスク
 - (2) オペレーショナルリスク
 - ①取締役及び従業員の不正行為や機密情報の漏えいにより会社の信用を失墜し事業が停滞するリスクなど、いわゆるオペレーショナルリスク

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1. 執行役員制度を導入し、取締役会の機能を経営管理・監督機能に重点化することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営管理・監督機能から分離された業務執行機能の迅速かつ効率的な遂行体制を構築します。
- 2. 取締役会決議事項を除く経営・業務執行に関する重要事項については、経営委員会において審議・決定します。
- 3. 主要な事項の執行決定に係る権限とプロセスは社内規程に定めます。
- 4. 業務効率向上(コスト低減と成果拡大)の観点から、業務システムの継続的な見直しと改善を図るとともに、これを支える情報システム基盤の整備・拡充を図ります。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「当社及び当社子会社の取締役、従業員の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するための体制) に記載の体制のほか、以下の体制を整備します。

- ・子会社の取締役その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の 当社への報告に関する体制
- 1. 当社グループ各社(当社グループのうち当社以外の会社を指す。以下同じ。)の主管部門を設置し、社内規程に基づき、経営状況及び財務状況等について定期的に報告を受けるとともに、経営上の重要事項の決定に際しては、事前協議を行います。
- 2. 定期的にグループ事業連絡会を開催し、当社グループの経営上の諸課題等を共有するなど、円滑なグループ運営を推進します。
- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1. 中期事業計画を当社グループ各社も参画しながら策定し、当該事業計画に基づく当社グループ各社の経営状況等を定期的に報告させるとともに、進捗状況等を管理します。
- 2. 当社グループ各社における主要な事項の執行決定に係る権限とプロセスを当社グループ各社の社内規程に定めます。
- ・その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1. 当社の取締役又は従業員を当社グループ各社の取締役及び監査役として任命・派遣し、当社グループ各社における取締役及び従業員の業務執行状況を監督又は監査させます。
- 2. 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保に関しては、内部監査室が、社内規程に基づき、当社グループ各社との連携により、当社グループの内部統制の整備・運用状況を定期的に把握・評価します。

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1. 監査役の職務を補助すべき従業員を配置します。
- 2. 監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動及び人事評価等に関しては、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。
- 3. 監査役の職務を補助すべき従業員が監査役からその職務に関して必要な指示を受けた場合、当該指示に従うよう必要な体制を整備します。

監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 受けないことを確保するための体制

- 1. 当社グループの取締役及び従業員は、当社グループにとって重大な法令・定款違反の事実及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに自社の監査役(自社に監査役が存在しない場合は当社の監査役)に報告します。
- 2. 当社グループの取締役及び従業員は、当社又は当社グループ各社の監査役からその職務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに当該事項について報告を行います。
- 3. 前二項に基づき当社グループ各社の取締役及び従業員から報告を受けた当社グループ各社の監査役は、速やかにこれを当社の監査役に対し報告します。また、当社グループの監査役連絡会を定期的に開催し、当社の監査役は、当社グループ各社の監査役から当社グループ各社における監査の実施状況等について報告を受けます。
- 4. 当社及び当社グループ各社の監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知し、当社グループの役員及び従業員が安心して通報・相談できる環境を整備します。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は 債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1. 監査役は、取締役会及び経営委員会等の重要な会議体への出席を通じ、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握します。また、常勤監査役は、代表取締役をはじめとする経営陣及び社外取締役と定期的に会合を開き、意見交換を行った上で、その結果を社外監査役にも共有します。
- 2. 監査役は、会計監査人や内部監査室と定期的に会合を開き、意見交換を行います。
- 3. 監査役は、当社における内部監査の年度計画並びに実施状況及びその結果について、内部監査部門から 定期的に報告を受けます。
- 4. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

【内部統制システムの運用状況の概要】

1. リスク管理体制

(1) リスク管理委員会の開催

当事業年度中は、CROである管理本部担当の取締役を管掌役員とし、リスク管理室長が委員長を務め、委員には当社の部長・室長並びに子会社の社長及び部長を任命し(ただし、2020年12月に体制の見直しを行い、同月以降、委員には当社の取締役及び執行役員を任命)、計11回開催しました。なお、オブザーバーとして、社外取締役及び常勤監査役が参加しました。

(2) リスク管理に関する取組

リスク管理委員会において、当事業年度における各部門のオペレーショナルリスクの洗い出しを行い、主管部門のリスク管理活動についてモニタリングを実施しながら、半期ごとに経営委員会へ報告するとともに、適宜その指示を受けることによりリスク管理活動の改善・強化を図りました。また、リスク管理体制の強化について外部専門家の目線を取り入れるため、外部専門家との間でアドバイザリー契約を2020年12月に締結し、外部専門家から適宜助言・支援を受けることのできる体制を構築しております。

なお、当事業年度においては、前記の取組に基づくリスク管理を行いましたが、過年度に遡った資金 流用及び原価付替等が発生したことにより、当事業年度の業績に影響が出ております。

2. コンプライアンス体制

(1) コンプライアンス委員会の開催

当事業年度中は、CROである管理本部担当の取締役を管掌役員とし、法務・CSR室長が委員長を務め、委員には当社の部長・室長並びに子会社の社長及び部長を任命し、計12回開催しました。なお、オブザーバーとして、社外取締役、常勤監査役及びリスク管理室長が参加しました。

(2) コンプライアンスに関する取組

内部通報制度の有効性を一層高めるため、ハラスメントに関する通報相談窓口と不正に関する通報相談窓口とを分離し通報内容に応じた適切な担当者が通報を受けることができる体制の構築や、各部門で取り組むべきコンプライアンスに関する活動計画の策定や役職員自身が取り組むべきコンプライアンスに関する活動の宣言とこれらに対するレビューや意見交換の実施、また部門又はチーム単位での不正やハラスメント等を題材にした事例研究会を開催しました。その他、従業員及び協力会社社員を対象としたアンケート調査、教育啓蒙活動(eラーニング及び宣誓、全社員を対象としたコンプライアンス講話、新入社員・中途入社社員を対象とした研修等)を実施し、これらの活動内容はコンプライアンス委員会において審査・検討を行ったうえで具体的な対応及び措置を実施しております。

なお、当事業年度において、法令違反等に関わる重大な通報・相談案件はありませんでした。

3. 効率的業務執行体制

社内規程に定めた取締役会及び経営委員会での決議事項等の意思決定ルールに基づき、取締役会(当事業年度中に計15回(その他、取締役会決議があったものとみなす書面決議が計10回)開催)及び経営委員会(当事業年度中に計22回開催)において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。

4. 子会社管理体制

子会社の取締役及び監査役には当社の取締役又は従業員を任命しております。

当社グループ各社の管理の主管部門は、社内規程の定めにより、子会社の事業計画等を経営委員会に付議しその承認を得るとともに、その経営状況について取締役会、経営委員会及び投融資委員会へ報告しております。また、当事業年度において、グループ事業連絡会を10回開催しました。

5. 監査役監査体制

監査役は、取締役会、経営委員会、諮問委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び投融資委員会等の重要な会議へ出席するとともに、当社代表取締役との意見交換会(当事業年度中に2回開催)、当社グループの役員及び従業員からのヒアリング、グループ会社監査役連絡会(当事業年度中に2回開催)等を実施しました。

また、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受け、内部統制システムの整備状況などについて情報交換、意見交換を実施しました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	第34期 2021年3月31日現在	第33期(ご参考) 2020年3月31日現在	 科 目	第34期 2021年3月31日現在	第33期(ご参考) 2020年3月31日現在
(資産の部)	2021 37,331 37,02	2020 3/33 23012	(負債の部)	2021 1073012302	2020 0/]0 ! [2020
流動資産	142,482	124,795	流動負債	66,637	58,694
現金及び預金	32,429	31,473	買掛金	21,124	19,906
受取手形及び売掛金	63,027	52,845	リース債務	6,677	4,995
リース投資資産	14,305	11,693	未払金	2,303	1,694
商品	3.009	2.254	未払法人税等	4,872	3,173
未着商品	585	337	前受金	17,068	16,851
未成工事支出金	13.970	12.955	資産除去債務	172	13
	13,970	,	賞与引当金 役員賞与引当金	4,866 34	3,308 154
貯蔵品		14	その他	9,516	8,596
前払費用	13,691	12,092	固定負債	15.350	11,732
その他	1,438	1,129	リース債務	14,787	11,078
貸倒引当金	△2	△2	資産除去債務	522	612
固定資産	13,300	10,968	その他	39	41
有形固定資産	4,504	4,709	負債合計	81,987	70,427
建物	853	922	(純資産の部)		
工具、器具及び備品	3,651	3,787	株主資本	73,075	64,767
無形固定資産	1,467	1,501	資本金	12,279	12,279
のれん	_	64	資本剰余金	19,536	19,503
その他	1.467	1,436	利益剰余金	42,247	33,992
- · · · -	, -	·	自己株式 その他の包括利益累計額	△987 438	△1,007 286
投資その他の資産	7,328	4,757	その他有価証券評価差額金	0	200
投資有価証券	171	171	経延ヘッジ指益	448	293
長期貸付金	1	5	為替換算調整勘定	△10	233 △7
繰延税金資産	3,387	2,601	新株予約権	222	180
その他	3,792	2,004	非支配株主持分	60	103
貸倒引当金	△25	△25	純資産合計	73,795	65,337
資産合計	155,782	135,764	負債純資産合計	155,782	135,764

[※]前連結会計年度(第33期)は、2020年12月16日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映したもので、会社法に基づく監査の対象外です。

連結損益計算書

(単位:百万円)

	第34期	第33期(ご参考)
科目	2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで	2019年4月1日から
	202,122	2020年 3 月31日まで 186,353
	146,209	137.399
売上総利益	55,913	48,953
<u></u> 販売費及び一般管理費	36,239	32,453
営業利益	19.673	16,499
営業外収益	586	512
受取利息	0	1
関係会社業務受託収入	153	201
販売報奨金	91	70
団体保険配当金	21	73
為替差益	_	22
固定資産受贈益	_	4
その他	319	137
営業外費用	2,051	624
支払利息	47	49
為替差損	221	_
貸倒損失	-	198
寄付金	1,354	_
特別調査費用等	306	363
その他	122	12
経常利益	18,208	16,387
特別損失	14	1,348
固定資産除却損	14	4
投資有価証券評価損	_	87
不正取引関連損失	_	1,257
税金等調整前当期純利益	18,193	15,039
法人税、住民税及び事業税	6,661	5,107
法人税等調整額	△786	133
当期純利益	12,318	9,797
非支配株主に帰属する当期純損失	3	19
親会社株主に帰属する当期純利益	12,321	9,817

[※]前連結会計年度(第33期)は、2020年12月16日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映したもので、会社法に基づく監査の対象外です。

貸借対照表 (単位:百万円)

		*****************************			(丰世・ロ/川)/
科目	第34期 2021年3月31日現在	第33期(ご参考) 2020年3月31日現在	科 目	第34期 2021年3月31日現在	第33期(ご参考) 2020年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	123,927	109,247	流動負債	58,859	51,651
 現金及び預金	29,253	30,199	買掛金	18,813	17,059
受取手形	129	167	リース債務	6,413	4,678
売掛金	51.636	38,062	未払金	2,304	1,688
電子記録債権	838	374	未払費用	997	949
リース投資資産	14.174	11,628	未払法人税等 未払消費税等	3,867 1,124	2,568 1,105
商品	208	320	不払消貨税 等 前受金	1,124	14,212
未着商品	148	140	預り金	125	133
未成工事支出金	12,726	10,138	資産除去債務	172	13
	21	10,130	賞与引当金	4,388	3,014
貯蔵品			役員賞与引当金	22	136
前払費用	13,038	11,426	その他	6,382	6,091
短期貸付金	268	5,326	固定負債	15,019	11,318
その他	1,483	1,451	リース債務	14,496	10,705
貸倒引当金	△1	△1	資産除去債務	522	612
固定資産	13,478	11,207	負債合計	73,879	62,969
有形固定資産	3,767	3,913	(純資産の部)	62.205	F7 160
建物	774	912	株主資本	63,295	57,162
工具、器具及び備品	2,993	3,001	資本金 資本剰余金	12,279 19,536	12,279 19.503
無形固定資産	1,378	1,370	貝本利ホ並 資本準備金	19,336	19,303
ソフトウエア	1,372	1,361	その他資本剰余金	82	49
その他	6	8	利益剰余金	32,467	26,386
投資その他の資産	8,333	5,923	利益準備金	86	86
投資有価証券	45	45	その他利益剰余金	32,380	26,300
関係会社株式	1,522	1,522	別途積立金	21,530	24,710
関係会社出資金	30	30	繰越利益剰余金	10,850	1,590
従業員に対する長期貸付金	1	5	自己株式	△987	△1,007
長期前払費用	5	5	評価・換算差額等	9	142
繰延税金資産	3,037	2,410	その他有価証券評価差額金	0	-
敷金及び保証金	3,560	1,772	繰延ヘッジ損益 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9	142
その他	129	131	新株予約権 純資産合計	222 63,526	180 57,484
	137,405	120,454		137,405	120,454
		. 20, 10 1	**************************************	137,403	120,454

[※]前事業年度(第33期)は、2020年12月16日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映したもので、会社法に基づく監査の対象外です。

損益計算書

(単位:百万円)

科目	第34期 2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで	第33期(ご参考) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
	161,069	146,541
売上原価	113,662	104,677
売上総利益	47,407	41,864
販売費及び一般管理費	32,050	29,025
営業利益	15,357	12,838
営業外収益	1,441	1,558
受取利息	15	17
関係会社業務受託収入	1,128	1,234
その他	297	307
営業外費用	1,872	616
支払利息	37	44
貸倒損失	_	198
寄付金	1,354	_
特別調査費用等	306	363
その他	174	10
経常利益	14,926	13,780
特別損失	12	1,348
固定資産除却損	12	4
投資有価証券評価損	_	87
不正取引関連損失	_	1,257
税引前当期純利益	14,913	12,432
法人税、住民税及び事業税	5,393	4,201
法人税等調整額	△626	160
当期純利益	10,147	8,070

[※]前事業年度(第33期)は、2020年12月16日に関東財務局へ提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値を反映したもので、会社法に基づく監査の対象外です。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

ネットワンシステムズ株式会社 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三澤 幸之助 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 淳 印業 務 執 行 社 員 公認会計士 村 上 淳 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネットワンシステムズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネットワンシステムズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「V. 追加情報(不正取引に関する事項)」に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、 過年度から納品実体のない取引が行われていたことが判明したため、不正行為に関連した取引を取消処理しているが、当 該不正取引に関与した各社間での訴訟が継続しており、各社間での清算等は完了していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引 や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に 対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

ネットワンシステムズ株式会社取締役会 一御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三澤 幸之助 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 淳 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 村 上 淳 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネットワンシステムズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「V. 追加情報(不正取引に関する事項)」で参照されている連結注記表「V. 追加情報」に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、過年度から納品実体のない取引が行われていたことが判明したため、不正行為に関連した取引を取消処理しているが、当該不正取引に関与した各社間での訴訟が継続しており、各社間での清算等は完了していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを 講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する 事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 なお、事業報告に記載のとおり、当該事業年度において新たな不正行為が判明しました。本件に関しては、ガバナンスの改革と推進、リスク管理体制の強化、業務執行に係る体制及び社内体制の強化、監査体制の抜本的な見直し等による追加の再発防止策に取り組み、適正な内部統制の整備・運用を図っていることを確認しております。監査役会としてもこれに基づく改善が確実に行われることをより一層監視・検証してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

ネットワンシステムズ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 須田秀樹印

監査役堀井敬一印

監 査 役 飯 塚 幸 子 印

(注) すべての監査役は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以上

社名	ネットワンシステムズ株式会社 Net One Systems Co., Ltd.	事業内容	世界の最先端技術を取り入れた情報インフラ構築とそれらに関連したサービスの提供
ウェブサイト	https://www.netone.co.jp/		戦略的なICT利活用を実現するノウハウの提供
設立	1988年2月1日		ネットワンパートナーズ株式会社 ネットワンコネクト合同会社 ネットワンビジネスオペレーションズ合同会社 ネットワンネクスト株式会社 エクストリーク株式会社 Net One Systems USA, Inc. Net One Systems Singapore Pte. Ltd.
本 社	〒100-7024 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー	グループ会社	
資本金	122億79百万円(2021年3月31日現在)		
連結従業員数	2,560人(2021年3月31日現在)		Net One Asia Pte. Ltd.

◆基本情報

事業年度	毎年4月1日~翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月開催
上記基準日	毎年3月31日
期末配当基準日	毎年3月31日
中間配当基準日	毎年9月30日

◆株式に関するお問い合わせ先

以下のような各種お手続き等につきましては、「□座を 開設されている証券会社等」へお問い合わせください。

住所・氏名等の届出変更

配当金受取方法の変更

相続に係わるお手続き

単元未満株式の買取請求

特別口座に記録された株式に関するすべてのお手続きは「三井住友信託銀行」でお取り扱いしますので、 以下へお問い合わせください。

※特別口座について

2009年1月5日の株券電子化移行時に株券を手元に保管されていたり、保管振替制度を利用されていなかった株主様の株式を管理するための口座です。

《お問い合わせ先》三井住友信託銀行 証券代行部

ウェブサイト https://www.smtb.jp/personal/agency/

電話照会先 0120-782-031 (通話料無料)

(受付時間 平日 午前9時~午後5時)

郵送物送付先 〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
証券コード	7518
単元株式/売買単位	100株
株主名簿管理人 特別□座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
公告方法	電子公告(当社ウェブサイト) https://www.netone.co.jp/

◆配当金の□座振込みについて

郵便局等でのお受け取りのほか以下口座振込みがございます。詳細はお取引の証券会社等へお問い合わせください。

●株式数比例配分方式

株主様が「証券会社に開設した口座」で配当金をお 受け取りいただける方法です。同一銘柄を複数の 証券会社でご所有されている場合、保有株数に応じ て各口座に入金されます。

●登録配当金受領□座方式

株主様が保有する「すべての銘柄」についてご指定いただいた1つの銀行等の□座(ゆうちょ銀行を除く)へお振込みする方法です。

●個別銘柄指定方式

株主様が保有する「銘柄ごと」にご指定いただいた 銀行等の口座へお振込みする方法です。

◆配当金のお支払状況・郵送物の確認

証券会社の口座、特別口座のどちらでも支払期間経過後の配当金、郵送物の到着確認に関しましては左記の三井住友信託銀行(電話:0120-782-031(通話料無料))へお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

東京會舘 3階「ローズ」



交通機関のご案内

J_R

京葉線「東京駅」 6番出□ 徒歩約 3分 国際フォーラムロ

地下鉄

東京メトロ千代田線「二重橋前<丸の内>駅」 東京メトロ有楽町線「有楽町駅」

都営三田線「日比谷駅」

B5出口直結

※専用の駐車場はご用意いたしておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。











NAVITIME 出発地から株主総会会場まで

右図を読み取りください。

スマートフォンがご案内します。

見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。